# 三朝温泉入浴等施設整備·維持管理運営事業 施設整備業務委託契約書(案)

下記の委託業務に関し、三朝町(以下、約款1及び特記事項1において「委託者」といい、約款2及び特記事項2において「発注者」という。)と[設計・工事監理企業名](以下「受託者」という。)及び[建設企業名](以下「受注者」という。)との間において、本書に添付する約款1、約款2、特記事項1、及び特記事項2によって施設整備業務委託契約を締結する。

1	委	託	業	務	名	三朝温泉等入浴施設 整備·維持管理運営 <sup>및</sup>	事業
2	工	事		場	所	••	
3	履	行		期	間	<ul> <li>令和 ●年 ●月●●日 から</li> <li>令和 ●年●●月●●日 まで</li> <li>うち工期は、</li> <li>令和 ●年 ●月●●日 から</li> <li>令和 ●年●月●●日 まで</li> </ul>	
4	対 象 施 設					三朝温泉等入浴施設 (詳細は、業務要求水準書に記載のとおり	)
5	委 託 料 うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 (内訳) 設計業務に係る業務委託料 うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 工事監理業務に係る業務委託料 うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 工事に係る請負代金 うち取引に係る消費税及び地方消費税の額				消費税の額 計費税の額 話託料 消費税の額	¥ ¥ ¥ ¥ ¥ ¥	
6	契	約	保	証	金	¥	

7 前金払、中間前払の特約 約款2に定めるとおり。

この契約の証として、本書3通を作成し、当事者記名押印の上、各自その1通を保有する。

令和 年 月 日

委託者(約款1・特記事項1)兼発注者(約款2・特記事項2)

住所

三朝町

三朝町長

受託者(約款1・特記事項1)

住所氏名

受注者(約款2・特記事項2)

住所

氏名

#### 約 款 1

この約款は、設計業務及び工事監理業務に適用されるものとする。

#### (総 則)

- 第1条 委託者(以下「甲」という。)及び受託者(以下「乙」という。)は、この契約書に基づき、仕様書に従い、日本国の法令を遵守し、この契約(この契約書及び仕様書を内容とする業務の委託契約をいう。以下同じ。)を履行しなければならない。
- 2 乙は、契約書記載の業務(以下「業務」という。)を契約書記載の履行期間(以下「履行期間」という。)内に完了し、契約の目的物(以下「成果物」という。)を甲に引き渡すものとし、甲は、その業務委託料を支払うものとする。
- 3 甲は、その意図する成果物を完成させるため、業務に関する指示を乙に対して行うことができる。この場合において、乙は、当該指示に従い業務を行わなければならない。
- 4 乙は、この契約書若しくは仕様書に特別の定めがある場合又は前項の指示若しくは甲乙協議 がある場合を除き、業務を完了するために必要な一切の手段をその責任において定めるものと する。
- 5 乙は、契約の履行に関して知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。
- 6 この契約の履行に関して甲乙間で用いる言語は、日本語とする。
- 7 この契約書に定める金銭の支払に用いる通貨は、日本円とする。
- 8 この契約の履行に関して甲乙間で用いる計量単位は、仕様書に特別の定めがある場合を除き、 計量法(平成4年法律第51号)に定めるものとする。
- 9 この契約書及び仕様書における期間の定めについては、民法(明治29年法律第89号)及び商法(明治32年法律第48号)の定めるところによるものとする。
- 10 この契約は、日本国の法令に準拠するものとする。
- 11 この契約に係る訴訟の提起又は調停 (第49条の規定に基づき、甲乙協議の上選任される調停 人が行うものを除く。)の申立てについては、日本国の裁判所をもって合意による専属的管轄 裁判所とする。

#### (指示等及び協議の書面主義)

- 第2条 この契約書に定める指示、催告、請求、通知、報告、申出、承諾、質問、回答及び解除 (以下「指示等」という。) は、書面により行わなければならない。
- 2 前項の規定にかかわらず、緊急やむを得ない事情がある場合には、甲及び乙は、前項に規定 する指示等を口頭で行うことができる。この場合において、甲及び乙は、既に行った指示等を 書面に記載し、7日以内にこれを相手方に交付するものとする。
- 3 甲及び乙は、この契約書の他の条項の規定に基づき協議を行うときは、当該協議の内容を書面に記録するものとする。

## 第3条 削除

#### 第4条 削除

#### (権利義務の譲渡等)

- 第5条 乙は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、あらかじめ、甲の承諾を得た場合は、この限りでない。
- 2 乙は、成果物(未完成の成果物及び業務を行う上で得られた記録等を含む。)を第三者に譲渡し、貸与し、又は質権その他の担保の目的に供してはならない。ただし、あらかじめ、甲の

承諾を得た場合は、この限りでない。

#### (著作権の譲渡等)

- 第6条 乙は、成果物(第37条第1項に規定する指定部分に係る成果物及び同条第2項に規定する引渡部分に係る成果物を含む。以下本条において同じ。)が著作権法(昭和45年法律第48号)第2条第1項第1号に規定する著作物(以下「著作物」という。)に該当する場合には、当該著作物に係る乙の著作権(著作権法第21条から第28条までに規定する権利をいう。)を当該著作物の引渡し時に甲に無償で譲渡するものとする。
- 2 甲は、成果物が著作物に該当するとしないとにかかわらず、当該成果物の内容を乙の承諾な く自由に公表することができる。
- 3 甲は、成果物が著作物に該当する場合には、乙が承諾したときに限り、既に乙が当該著作物 に表示した氏名を変更することができる。
- 4 乙は、成果物が著作物に該当する場合において、甲が当該著作物の利用目的の実現のために その内容を改変するときは、その改変に同意する。また、甲は、成果物が著作物に該当しない 場合には、当該成果物の内容を乙の承諾なく自由に改変することができる。
- 5 乙は、成果物(業務を行う上で得られた記録等を含む。)が著作物に該当するとしないとに かかわらず、甲が承諾した場合には、当該成果物を使用又は複製し、また、第1条第5項の規 定にかかわらず当該成果物の内容を公表することができる。
- 6 甲は、乙が成果物の作成に当たって開発したプログラム(著作権法第10条第1項第9号に規定するプログラムの著作物をいう。)及びデータベース(著作権法第12条の2に規定するデータベースの著作物をいう。)について、乙が承諾した場合には、別に定めるところにより、当該プログラム及びデータベースを利用することができる。

## (一括再委託等の禁止)

- 第7条 乙は、業務の全部を一括して、又は仕様書において指定した主たる部分を第三者に委任 し、又は請け負わせてはならない。
- 2 乙は、前項の主たる部分のほか、甲が仕様書において指定した部分を第三者に委任し、又は 請け負わせてはならない。
- 3 乙は、業務の一部を第三者に委任し、又は請け負わせようとするときは、あらかじめ、甲の 承諾を得なければならない。ただし、甲が仕様書において指定した軽微な部分を委任し、又は 請け負わせようとするときは、この限りでない。
- 4 甲は、乙に対して、業務の一部を委任し、又は請け負わせた者の商号又は名称その他必要な 事項の報告を請求することができる。

## (特許権等の使用)

第8条 乙は、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づき保護される第 三者の権利(以下「特許権等」という。)の対象となっている履行方法を使用するときは、そ の使用に関する一切の責任を負わなければならない。ただし、甲がその履行方法を指定した場 合において、仕様書に特許権等の対象である旨の明示がなく、かつ、乙がその存在を知らなかっ たときは、甲は、乙がその使用に関して要した費用を負担しなければならない。

#### (調査職員)

- 第9条 甲は、調査職員を置いたときは、その氏名を乙に通知しなければならない。調査職員を 変更したときも、同様とする。
- 2 調査職員は、この契約書の他の条項に定めるもの及びこの契約書に基づく甲の権限とされる 事項のうち甲が必要と認めて調査職員に委任したもののほか、仕様書に定めるところにより、

次に掲げる権限を有する。

- (1) 甲の意図する成果物を完成させるための乙に対する業務に関する指示
- (2) この契約書及び仕様書の記載内容に関する乙の確認の申出又は質問に対する承諾又は回答
- (3) この契約の履行に関する乙との協議
- (4) 業務の進捗の確認、仕様書の記載内容と履行内容との照合その他契約の履行状況の調査
- 3 甲は、2名以上の調査職員を置き、前項の権限を分担させたときにあってはそれぞれの調査 職員の有する権限の内容を、調査職員にこの契約書に基づく甲の権限の一部を委任したときに あっては当該委任した権限の内容を、乙に通知しなければならない。
- 4 第2項の規定に基づく調査職員の指示又は承諾は、原則として、書面により行わなければならない。
- 5 この契約書に定める書面の提出は、仕様書に定めるものを除き、調査職員を経由して行うものとする。この場合においては、調査職員に到達した日をもって甲に到達したものとみなす。

#### 第10条 削 除

#### 第11条 削 除

(地元関係者との交渉等)

- 第12条 地元関係者との交渉等は、甲が行うものとする。この場合において、甲の指示があると きは、乙はこれに協力しなければならない。
- 2 前項の場合において、甲は、当該交渉等に関して生じた費用を負担しなければならない。

## 第13条 削 除

(乙の使用人等に対する措置請求)

- 第14条 甲は、乙の使用人又は第7条第3項の規定により乙から業務を委任され、又は請け負った者がその業務の実施につき著しく不適当と認めるときは、乙に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。
- 2 乙は、前項の規定による請求があったときは、当該請求に係る事項について決定し、その結果を請求を受けた日から10日以内に甲に通知しなければならない。
- 3 乙は、調査職員がその職務の執行につき著しく不適当と認めるときは、甲に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。
- 4 甲は、前項の規定による請求があったときは、当該請求に係る事項について決定し、その結果を請求を受けた日から10日以内に乙に通知しなければならない。

(履行報告)

第15条 乙は、仕様書に定めるところにより、契約の履行について甲に報告しなければならない。

(貸与品等)

- 第16条 甲が乙に貸与し、又は支給する調査機械器具、図面その他業務に必要な物品等(以下「貸与品等」という。)の品名、数量、品質、規格又は性能、引渡場所及び引渡時期は、仕様書に定めるところによる。
- 2 乙は、貸与品等の引渡しを受けたときは、引渡しの日から7日以内に、甲に受領書又は借用書を提出しなければならない。
- 3 乙は、貸与品等を善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。

- 4 乙は、仕様書に定めるところにより、業務の完了、仕様書の変更等によって不用となった貸与品等を甲に返還しなければならない。
- 5 乙は、故意又は過失により貸与品等が滅失若しくはき損し、又はその返還が不可能となった ときは、甲の指定した期間内に代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又は返還に代えて 損害を賠償しなければならない。

## (仕様書と業務内容が一致しない場合の修補義務)

第17条 乙は、業務内容が仕様書又は甲の指示若しくは甲乙協議の内容に適合しない場合において、調査職員がその修補を請求したときは、これらに適合するよう必要な修補を行わなければならない。この場合において、当該不適合が甲の指示によるときその他甲の責に帰すべき事由によるときは、甲は、必要があると認められるときは、履行期間若しくは業務委託料を変更し、又は乙に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

#### (条件変更等)

- 第18条 乙は、業務を行うに当たり、次の各号のいずれかに該当する事実を発見したときは、その旨を直ちに甲に通知し、その確認を請求しなければならない。
  - (1) 仕様書が一致しないこと(これらの優先順位が定められている場合を除く。)。
  - (2) 仕様書に誤謬又は脱漏があること。
  - (3) 仕様書の表示が明確でないこと。
  - (4) 履行上の制約等仕様書に示された自然的又は人為的な履行条件と実際の履行条件が相違すること。
  - (5) 仕様書に明示されていない履行条件について予期することのできない特別な状態が生じたこと。
- 2 甲は、前項の規定による確認を請求されたとき又は自ら前項各号に掲げる事実を発見したと きは、乙の立会いの上、直ちに調査を行わなければならない。ただし、乙が立会いに応じない 場合には、乙の立会いを得ずに行うことができる。
- 3 甲は、乙の意見を聴いて、調査の結果(これに対してとるべき措置を指示する必要があるときは、当該指示を含む。)をとりまとめ、調査の終了後14日以内に、その結果を乙に通知しなければならない。ただし、その期間内に通知できないやむを得ない理由があるときは、あらかじめ、乙の意見を聞いた上、当該期間を延長することができる。
- 4 前項の調査の結果により第1項各号に掲げる事実が確認された場合において、必要があると 認められるときは、甲は、仕様書の訂正又は変更を行わなければならない。
- 5 前項の規定により仕様書の訂正又は変更が行われた場合において、甲は、必要があると認められるときは、履行期間若しくは業務委託料を変更し、又は乙に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

#### (仕様書等の変更)

第19条 甲は、前条第4項の規定によるほか、必要があると認めるときは、仕様書又は業務に関する指示(以下本条及び第21条において「仕様書等」という。)の変更内容を乙に通知して、仕様書等を変更することができる。この場合において、甲は、必要があると認められるときは履行期間若しくは業務委託料を変更し、又は乙に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

#### (業務の中止)

第20条 暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地すべり、落盤、火災、騒乱、暴動その他の自然的又は人為的な事象(以下「天災等」という。)であって、乙の責に帰すことができないものによ

- り、状態が著しく変動したため、乙が業務を行うことができないと認められるときは、甲は、業務の中止内容を直ちに通知して、業務の全部又は一部を一時中止させなければならない。
- 2 甲は、前項の規定によるほか、必要があると認めるときは、業務の中止内容を乙に通知して、 業務の全部又は一部を一時中止させることができる。
- 3 甲は、前2項の規定により業務を一時中止した場合において、必要があると認められるときは、履行期間若しくは業務委託料を変更し、又は乙が業務の続行に備え業務の一時中止に伴う増加費用を必要としたとき若しくは乙に損害を及ぼしたときは、必要な費用を負担しなければならない。

#### (業務に係る乙の提案)

- 第21条 乙は、仕様書等について、技術的又は経済的に優れた代替方法その他改良事項を発見し、 又は発案したときは、甲に対して、当該発見又は発案に基づき仕様書等の変更を提案すること ができる。
- 2 甲は、前項に規定する乙の提案を受けた場合において、必要があると認めるときは、仕様書等の変更を乙に通知するものとする。
- 3 甲は、前項の規定により仕様書等が変更された場合において、必要があると認められるとき は、履行期間又は業務委託料を変更しなければならない。

## (乙の請求による履行期間の延長)

第22条 乙は、その責に帰すことができない事由により履行期間内に業務を完了することができないときは、その理由を明示した書面により、甲に履行期間の延長変更を請求することができる。

## (甲の請求による履行期間の短縮等)

- 第23条 甲は、特別の理由により履行期間を短縮する必要があるときは、履行期間の短縮変更を 乙に請求することができる。
- 2 甲は、履行期間の延長又は短縮を行うときは、この業務に従事する者の労働時間その他の労働条件が適正に確保されるよう、やむを得ない事由により業務等の実施が困難であると見込まれる日数等を考慮しなければならない。
- 3 甲は、第1項の場合において、必要があると認められるときは、業務委託料を変更し、又は 乙に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

#### (履行期間の変更方法)

- 第24条 履行期間の変更については、甲乙協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内 に協議が整わない場合には、甲が定め、乙に通知する。
- 2 前項の協議開始の日については、甲が乙の意見を聴いて定め、乙に通知するものとする。ただし、甲が履行期間の変更事由が生じた日(第22条の場合にあっては、甲が履行期間の変更の請求を受けた日、前条の場合にあっては、乙が履行期間の変更の請求を受けた日)から7日以内に協議開始の日を通知しない場合には、乙は、協議開始の日を定め、通知することができる。

## (業務委託料の変更方法等)

- 第25条 業務委託料の変更については、甲乙協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合には、甲が定め、乙に通知する。
- 2 前項の協議開始の日については、甲が乙の意見を聴いて定め、乙に通知するものとする。ただし、甲が業務委託料の変更事由が生じた日から7日以内に協議開始の日を通知しない場合には、乙は、協議開始の日を定め、甲に通知することができる。

3 この契約書の規定により、乙が増加費用を必要とした場合又は損害を受けた場合に、甲が負担する必要な費用の額については、甲乙協議して定める。

#### (臨機の措置)

- 第26条 乙は、災害防止等のため必要があると認めるときは、臨機の措置をとらなければならない。この場合において、必要があると認めるときは、乙は、あらかじめ、甲の意見を聴かなければならない。ただし、緊急やむを得ない事情があるときは、この限りでない。
- 2 前項の場合においては、乙は、そのとった措置の内容を甲に直ちに通知しなければならない。
- 3 甲は、災害防止その他業務を行う上で特に必要があると認めるときは、乙に対して臨機の措置をとることを請求することができる。
- 4 乙が第1項又は前項の規定により臨機の措置をとった場合において、当該措置に要した費用 のうち、乙が業務委託料の範囲において負担することが適当でないと認められる部分について は、甲がこれを負担する。

#### (一般的損害)

第27条 成果物の引渡し前に、成果物に生じた損害その他業務を行うにつき生じた損害(次条第 1 項、第 2 項若しくは第 3 項又は第29条第 1 項に規定する損害を除く。)については、乙がその費用を負担する。ただし、その損害(仕様書に定めるところにより付された保険によりてん補された部分を除く。)のうち甲の責に帰すべき事由により生じたものについては、甲が負担する。

## (第三者に及ぼした損害)

- 第28条 業務を行うにつき第三者に及ぼした損害(第3項に規定する損害を除く。)について、 当該第三者に対して損害の賠償を行わなければならないときは、乙がその賠償額を負担する。
- 2 前項の規定にかかわらず、同項に規定する賠償額(仕様書に定めるところにより付された保険によりてん補された部分を除く。)のうち、甲の指示、貸与品等の性状その他甲の責に帰すべき事由により生じたものについては、甲がその賠償額を負担する。ただし、乙が、甲の指示又は貸与品等が不適当であること等甲の責に帰すべき事由があることを知りながらこれを通知しなかったときは、この限りでない。
- 3 業務を行うにつき通常避けることができない騒音、振動、地下水の断絶等の理由により第三者に及ぼした損害(仕様書に定めるところにより付された保険によりてん補された部分を除く。)について、当該第三者に損害の賠償を行わなければならないときは、甲がその賠償額を負担しなければならない。ただし、業務を行うにつき乙が善良な管理者の注意義務を怠ったことにより生じたものについては、乙が負担する。
- 4 前3項の場合その他業務を行うにつき第三者との間に紛争を生じた場合においては、甲乙協力してその処理解決に当たるものとする。

#### (不可抗力による損害)

- 第29条 成果物の引渡し前に、天災等(仕様書で基準を定めたものにあっては、当該基準を超えるものに限る。)で甲乙双方の責に帰すことができないもの(以下「不可抗力」という。)により、試験等に供される業務の出来形部分(以下本条及び第46条において「業務の出来形部分」という。)、仮設物又は作業現場に搬入済みの調査機械器具に損害が生じたときは、乙は、その事実の発生後直ちにその状況を甲に通知しなければならない。
- 2 甲は、前項の規定による通知を受けたときは、直ちに調査を行い、前項の損害(乙が善良な管理者の注意義務を怠ったことに基づくもの及び仕様書に定めるところにより付された保険によりてん補された部分を除く。以下本条において同じ。)の状況を確認し、その結果を乙に通

知しなければならない。

- 3 乙は、前項の規定により損害の状況が確認されたときは、損害による費用の負担を甲に請求することができる。
- 4 甲は、前項の規定により乙から損害による費用の負担の請求があったときは、当該損害の額 (業務の出来形部分、仮設物又は作業現場に搬入済みの調査機械器具であって立会いその他乙 の業務に関する記録等により確認することができるものに係る額に限る。)及び当該損害の取 片付けに要する費用の額の合計額(以下「損害合計額」という。)のうち、業務委託料の100分の1を超える額を負担しなければならない。
- 5 損害の額は、次に掲げる損害につき、それぞれ当該各号に定めるところにより、算定する。
  - (1) 業務の出来形部分に関する損害を受けた出来形部分に相応する業務委託料の額とし、残存価値がある場合にはその評価額を差し引いた額とする。
  - (2) 仮設物又は調査機械器具に関する損害を受けた仮設物又は調査機械器具で通常妥当と認められるものについて、当該業務で償却することとしている償却費の額から損害を受けた時点における成果物に相応する償却費の額を差し引いた額とする。ただし、修繕によりその機能を回復することができ、かつ、修繕費の額が上記の額より少額であるものについては、その修繕費の額とする。
- 6 数次にわたる不可抗力により損害合計額が累積した場合における第2次以降の不可抗力による損害合計額の負担については、第4項中「当該損害の額」とあるのは「損害の額の累計」と、「当該損害の取片付けに要する費用の額」とあるのは、「損害の取片付けに要する費用の額の累計」と、「業務委託料の100分の1を超える額」とあるのは「業務委託料の100分の1を超える額から既に負担した額を差し引いた額」として同項を適用する。

#### (業務委託料の変更に代える仕様書の変更)

- 第30条 甲は、第8条、第17条から第21条まで、第23条、第26条又は、第27条の規定により業務 委託料を増額すべき場合又は費用を負担すべき場合において、特別の理由があるときは、業務 委託料の増額又は負担額の全部又は一部に代えて仕様書を変更することができる。この場合に おいて、仕様書の変更内容は、甲乙協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協 議が整わない場合には、甲が定め、乙に通知する。
- 2 前項の協議開始の日については、甲が乙の意見を聴いて定め、乙に通知しなければならない。 ただし、甲が前項の業務委託料を増額すべき事由又は費用を負担すべき事由が生じた日から7 日以内に協議開始の日を通知しない場合には、乙は、協議開始の日を定め、甲に通知すること ができる。

#### (検査及び引渡し)

第31条 乙は、業務を完了したときは、その旨を甲に通知しなければならない。

- 2 甲は、前項の規定による通知を受けたときは、通知を受けた日から10日以内に乙の立会いの上、仕様書に定めるところにより、業務の完了を確認するための検査を完了し、当該検査の結果を乙に通知しなければならない。
- 3 甲は、前項の検査によって業務の完了を確認した後、乙が成果物の引渡しを申し出たときは、 直ちに当該成果物の引渡しを受けなければならない。
- 4 甲は、乙が前項の申出を行わないときは、当該成果物の引渡しを業務委託料の支払の完了と 同時に行うことを請求することができる。この場合において、乙は、当該請求に直ちに応じな ければならない。
- 5 乙は、業務が第2項の検査に合格しないときは、直ちに修補して甲の検査を受けなければならない。この場合においては、修補の完了を業務の完了とみなして前各項の規定を準用する。

(業務委託料の支払)

- 第32条 乙は、前条第2項(同条第5項において準用する場合を含む。)の検査に合格したときは、業務委託料の支払を請求することができる。
- 2 甲は、前項の規定による請求があったときは、請求を受けた日から30日以内に業務委託料を 支払わなければならない。
- 3 甲がその責に帰すべき事由により前条第2項の期間内に検査をしないときは、その期限を経過した日から検査をした日までの期間の日数は、前項の期間(以下「約定期間」という。)の日数から差し引くものとする。この場合において、その遅延日数が約定期間の日数を超えるときは、約定期間は、遅延日数が約定期間の日数を超えた日において満了したものとみなす。

(引渡し前における成果物の使用)

- 第33条 甲は、第31条第3項若しくは第4項又は第37条第1項若しくは第2項の規定による引渡し前においても、成果物の全部又は一部を乙の承諾を得て使用することができる。
- 2 前項の場合においては、甲は、その使用部分を善良な管理者の注意をもって使用しなければならない。
- 3 甲は、第1項の規定により成果物の全部又は一部を使用したことによって乙に損害を及ぼしたときは、必要な費用を負担しなければならない。

第34条 削除

第35条 削除

第36条 削除

(部分引渡し)

- 第37条 成果物について、甲が仕様書において業務の完了に先だって引渡しを受けるべきことを 指定した部分(以下「指定部分」という。)がある場合において、当該指定部分の業務が完了 したときについては、第31条中「業務」とあるのは「指定部分に係る業務」と、「成果物」と あるのは「指定部分に係る成果物」と、同条第4項及び第32条中「業務委託料」とあるのは「部 分引渡し係る業務委託料」と読み替えて、これらの規定を準用する。
- 2 前項に規定する場合のほか、成果物の一部分が完了し、かつ、可分なものであるときは、甲は、当該部分について、乙の承諾を得て引渡しを受けることができる。この場合において、第31条中「業務」とあるのは「引渡部分に係る業務」と、「成果物」とあるのは「引渡部分に係る業務」と、「成果物」とあるのは「引渡部分に係る業務委託料」と読み替えて、これらの規定を準用する。
- 3 前2項の規定により準用される第32条第1項の規定により乙が請求することができる部分引渡しに係る業務委託料は、次の各号に掲げる式により算定する。この場合において、第一号中「指定部分に相応する業務委託料」及び第二号中「引渡部分に相応する業務委託料」は、甲乙協議して定める。ただし、甲が前2項において準用する第32条第1項の規定による請求を受けた日から14日以内に協議が整わない場合には、甲が定め、乙に通知する。
  - (1) 第1項に規定する部分引渡しに係る業務委託料指定部分に相応する業務委託料×(1-前払金の額/業務委託料)
  - (2) 第2項に規定する部分引渡しに係る業務委託料引渡部分に相応する業務委託料×(1-前払金の額/業務委託料)

(第三者による代理受領)

- 第38条 乙は、甲の承諾を得て業務委託料の全部又は一部の受領につき、第三者を代理人とすることができる。
- 2 甲は、前項の規定により乙が第三者を代理人とした場合において、乙の提出する支払請求書 に当該第三者が乙の代理人である旨の明記がなされているときは、当該第三者に対して第32条 (第37条において準用する場合を含む。)の規定に基づく支払をしなければならない。

#### (前払金等の不払に対する業務中止)

- 第39条 乙は、甲が第37条において準用される第32条の規定に基づく支払を遅延し、相当の期間を定めてその支払を請求したにもかかわらず支払をしないときは、業務の全部又は一部を一時中止することができる。この場合においては、乙は、その理由を明示した書面により、直ちにその旨を甲に通知しなければならない。
- 2 甲は、前項の規定により乙が業務を一時中止した場合において、必要があると認められると きは、履行期間若しくは業務委託料を変更し、又は乙が増加費用を必要とし、若しくは乙に損 害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

#### (契約不適合責任)

- 第40条 甲は、成果物の引渡しを受けた後において、当該成果物が種類又は品質に関して契約 の内容に適合しないもの(以下「契約不適合」という。)であるときは、乙に対して目的物 の修補又は代替物の引渡しによる履行の追完を請求することができる。ただし、その履行の追完に過分の費用を要するときは、甲は履行の追完を請求することができない。
- 2 前項の場合において、乙は、甲に不相当な負担を課するものでないときは、甲が請求した 方法と異なる方法による履行の追完をすることができる。
- 3 第1項の場合において、甲が相当の期間を定めて履行の追完の催告をし、その期間内に履行の追完がないときは、甲は、その不適合の程度に応じて代金の減額を請求することができる。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、催告をすることなく、直ちに代金の減額を請求することができる。
  - (1) 履行の追完が不能であるとき。
  - (2) 乙が履行の追完を拒絶する意思を明確に表示したとき。
  - (3) 成果物の性質又は当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、乙が履行の追完をしないでその時期を経過したとき。
  - (4) 前3号に掲げる場合のほか、甲がこの項の規定による催告をしても履行の追完を受ける見込みがないことが明らかであるとき。

## (甲の任意解除権)

- 第41条 甲は、業務が完成するまでの間は、次条又は第42条の2の規定によるほか、必要があるときは、この契約を解除することができる。
- 2 甲は、前項の規定によりこの契約を解除した場合において、乙に損害を及ぼしたときは、 その損害を賠償しなければならない。

## (甲の催告による解除権)

- 第42条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときはこの契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。
  - (1) 第5条第4項に規定する書類を提出せず、又は虚偽の記載をしてこれを提出したとき。

- (2) 正当な理由なく、業務に着手すべき期日を過ぎても業務に着手しないとき。
- (3) 履行期間内に完了しないとき又は履行期間経過後相当の期間内に業務を完了する見込みがないと認められるとき。
- (4) 管理技術者を配置しなかったとき。
- (5) 正当な理由なく、第40条第1項の履行の追完がなされないとき。
- (6) 前各号に掲げる場合のほか、この契約に違反したとき。

## (甲の催告によらない解除権)

- 第42条の2 甲は、乙(乙が法人の場合にあっては、その役員又はその使用人)がこの契約に関して、次の各号のいずれかに該当する行為をしたと認めたときは、直ちに契約を解除することができる。
  - (1) 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号)第3条に違反する行為をしたとき。
  - (2) 刑法(明治40年法律第45号) 第96条の6 又は第198条に規定する行為をしたとき。
  - (3) 第5条第1項の規定に違反して業務委託料債権を譲渡したとき。
  - (4) 第5条第4項の規定に違反して譲渡により得た資金を当該業務の履行以外に使用したとき。
  - (5) この契約の成果物を完成させることができないことが明らかであるとき。
  - (6) 乙がこの契約の成果物の完成の債務の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。
  - (7) 乙の債務の一部の履行が不能である場合又は乙がその債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは契約をした目的を達することができないとき。
  - (8) 契約の成果物の性質や当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、乙が履行をしないでその時期を経過したとき。
  - (9) 前各号に掲げる場合のほか、乙がその債務の履行をせず、甲が前条の催告をしても契約をした目的を達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らかであるとき。
  - (10) 暴力団 (暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第3号に規定する暴力団員をいう。以下この条において同じ。)又は暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下この条において同じ。)が経営に実質的に関与していると認められる者に業務委託料債権を譲渡したとき。
  - (11) 第44条又は第44条の2の規定によらないで請負契約の解除を申し出たとき。
  - (12) 乙又は乙の経営幹部(乙が法人の場合において、その役員又はその支店若しくは営業所(常時業務の請負契約を締結する事務所をいう。)を代表する者をいう。)が、次のいずれかに該当するとき。
    - ア 暴力団員による不当な行為の防止などに関する法律(平成3年法律第77号)第2条第 2号に規定する暴力団(以下「暴力団」という。)であると認められるとき。
    - イ 経営幹部が暴力団の構成員(以下「暴力団員)という。)であると認められるとき(顧 問等に就任するなど事実上、経営に参加している場合を含む。)。
    - ウ 次に掲げる行為の相手方が暴力団又は暴力団員であることを知りながら当該行為を 行ったと認められるとき。
      - (ア) 雇用すること。
      - (イ) 業務に関し、不正に財産上の利益を得るため、又は債務の履行を強要するために 代理人、受託者等として使用すること。
      - (ウ) いかなる名義をもってするかを問わず、金銭、物品その他財産上の利益を与える

こと。

- (エ) 友人又は知人として会食、遊戯、旅行等を共にすること、又はパーティ等に招待 し、若しくは招待されて同席すること等の密接な交際をすること(法人にあっては、 経営幹部が行うものに限る。)。
- (オ) ア又はイに該当する者若しくは(ア)から(エ)までのいずれかに該当する行為を行う者であることを知りながら、この契約に関して業務の再委託をさせること。

(甲の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限)

第43条 第42条各号又は前条各号に定める場合が甲の責めに帰すべき事由によるものであると きは、甲は、前2条の規定による契約の解除をすることができない。

#### (乙の催告による解除権)

第44条 乙は、甲がこの契約に違反したときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

#### (乙の催告によらない解除権)

- 第44条の2 乙は、次の各号のいずれかに該当するときは、直ちに契約を解除することができる。
  - (1) 第19条の規定により仕様書を変更したため業務委託料が3分の2以上減少したとき。
  - (2) 第20条の規定による業務の中止期間が履行期間の3分の1 (履行期間の3分の1が6月を超えるときは、6月)を超えたとき。ただし、中止が業務の一部のみの場合は、その一部を除いた他の部分の業務が完了した後3月を経過しても、なおその中止が解除されないときとする。

(乙の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限)

第45条 第44条及び前条各号に定める場合が乙の責めに帰すべき事由によるものであるときは、 乙は、前2条の規定による契約の解除をすることができない。

#### (解除の効果)

- 第45条の2 契約が解除された場合には、第1条第2項に規定する甲及び乙の義務は消滅する。 ただし、第37条に規定する部分引渡しに係る部分については、この限りでない。
- 2 甲は、前項の規定にかかわらず、契約が業務の完了前に解除された場合において、乙が既に 業務を完了した部分(第37条の規定により部分引渡しを受けている場合には、当該引渡部分を 除くものとし、以下「既履行部分」という。)の引渡しを受ける必要があると認めたときは、 既履行部分を検査の上、当該検査に合格した部分の引渡しを受けることができる。この場合に おいて、甲は、当該引渡しを受けた既履行部分に相応する業務委託料(以下「既履行部分委託 料」という。)を乙に支払わなければならない。
- 3 前項に規定する既履行部分委託料は、甲乙協議して定める。ただし、協議開始の日から14日 以内に協議が整わない場合には、甲が定め、乙に通知する。

## (解除に伴う措置)

第46条 乙は、業務の完了前に契約が解除された場合において、貸与品等があるときは、当該貸与品等を甲に返還しなければならない。この場合において、当該貸与品等が乙の故意又は過失により減失又はき損したときは、代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又は返還に代え

てその損害を賠償しなければならない。

- 2 乙は、業務の完了前に契約が解除された場合において、作業現場に乙が所有又は管理する業務の出来形部分(第37条に規定にする部分引渡しに係る部分及び前条第2項に規定する検査に合格した既履行部分を除く。)、調査機械器具、仮設物その他の物件(第7条第3項の規定により、乙から業務の一部を委任され、又は請け負った者が所有又は管理するこれらの物件を含む。以下本条において同じ。)があるときは、乙は、当該物件を撤去するとともに、作業現場を修復し、取り片付けて、甲に明け渡さなければならない。
- 3 前項に規定する撤去並びに修復及び取片付けに要する費用(以下本項及び次項において「撤去費用等」という。)は、次の各号に掲げる撤去費用等につき、それぞれ各号に定めるところにより甲又は乙が負担する。
  - (1) 業務の出来形部分に関する撤去費用等 契約の解除が第42条の2、第42条の3又は第46条の2第3項の規定によるときは乙が負担し、第41条、第44条又は第44条の2の規定によるときは甲が負担する。
  - (2) 調査機械器具、仮設物その他物件に関する撤去費用等 乙が負担する。
- 4 第2項の場合において、乙が正当な理由なく、相当の期間内に当該物件を撤去せず、又は作業現場の修復若しくは取片付けを行わないときは、甲は、乙に代わって当該物件の処分又は作業現場の修復若しくは取片付けを行うことができる。この場合においては、乙は、甲の処分又は修復若しくは取片付けについて異議を申し出ることができず。また、甲が支出した撤去費用等(前項第一号の規定により、甲が負担する業務の出来形部分に係るものを除く。)を負担しなければならない。
- 5 第1項前段に規定する乙のとるべき措置の期限、方法等については、契約の解除が第42条の 2、第42条の3又は第46条の2第3項の規定によるときは甲が定め、第41条、第44条又は第44 条の2の規定の規定によるときは乙が甲の意見を聴いて定めるものとし、第1項後段及び第2 項に規定する乙のとるべき措置の期限、方法等については、甲が乙の意見を聴いて定めるもの とする。

#### (甲の損害賠償請求等)

- 第46条の2 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、これによって生じた損害の賠償を請求することができる。
  - (1) 履行期間内に業務を完了することができないとき。
  - (2) この成果物に契約不適合があるとき。
  - (3) 第42条又は第42条の2の規定により、成果物の引渡し後にこの契約が解除されたとき。
  - (4) 前3号に掲げる場合のほか、債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が 不能であるとき。
- 2 次の各号のいずれかに該当する場合においては、前項の損害賠償に代えて、乙は、業務委 託料の10分の1に相当する額を違約金として甲の指定する期間内に支払わなければならない。
  - (1) 第42条又は第42条の2の規定により成果物の引渡し前にこの契約が解除されたとき。
  - (2) 成果物の引渡し前に、乙がその債務の履行を拒否し、又は乙の責めに帰すべき事由によって乙の債務について履行不能となったとき。
- 3 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第2号に該当する場合とみなす。
  - (1) 乙について破産手続開始の決定があった場合において、破産法(平成16年法律第75号) の規定により選任された破産管財人
  - (2) 乙について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法(平成14年法律第 154号)の規定により選任された管財人
  - (3) 乙について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法(平成11年法律第 225号)の規定により選任された再生債務者等

- 4 第1項各号又は第2項各号に定める場合(前項の規定により同項各号が第2項第2号に該当する場合とみなされる場合を除く。)がこの契約及び取引上の社会通念に照らして乙の責めに帰することができない事由によるものであるときは、第1項及び第2項の規定は適用しない。
- 5 第1項第1号に該当し、甲が損害の賠償を請求する場合の請求額は、業務委託料から 既履 行部分に相応する業務委託料を控除した額につき、遅延日数に応じ、契約締結日現在におい て三朝町会計規則(平成20年三朝町規則第13号)第82条に規定する割合で計算した額とする。
- 6 第2項の場合において、第4条の規定により契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、甲は、当該契約保証金又は担保をもって同項の違約金に充当することができる。

#### (相殺)

- 第46条の3 甲は、乙に対して有する金銭債権があるときは、乙が甲に対して有する保証金返 還請求権、請負代金請求権及びその他債権と相殺することができる。
- 2 前項の場合において、相殺してなお不足があるときは、乙は、甲の指定する期間内に当該 不足額を支払わなければならない。
- 3 第1項の場合において、充当する金銭債権の順序は甲が指定する。

## (乙の損害賠償請求等)

- 第46条の4 乙は、甲が次の各号のいずれかに該当する場合はこれによって生じた損害の賠償を請求することができる。ただし、当該各号に定める場合がこの契約及び取引上の社会通念に照らして甲の責めに帰することができない事由によるものであるときは、この限りでない。
  - (1) 第44条又は第44条の2の規定によりこの契約が解除されたとき。
  - (2) 前号に掲げる場合のほか、債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるとき。
- 2 第32条第2項(第37条において準用する場合を含む。)の規定による業務委託料の支払いが遅れた場合においては、乙は、未受領金額につき、遅延日数に応じ、契約締結日現在において三朝町会計規則第82条に規定する割合で計算した額の遅延利息の支払いを甲に請求することができる。

#### (契約不適合責任期間等)

- 第46条の5 甲は、引き渡された成果物に関し、第31条第3項又は第4項(第37条においてこれらの規定を準用する場合を含む。)の規定による引渡し(以下この条において単に「引渡し」という。)を受けた日から3年以内でなければ、契約不適合を理由とした履行の追完の請求、損害賠償の請求、代金の減額の請求又は契約の解除(以下この条において「請求等」という。)をすることができない。
- 2 前項の請求等は、具体的な契約不適合の内容、請求する損害額の算定の根拠等当該請求等 の根拠を示して、乙の契約不適合責任を問う意思を明確に告げることで行う。
- 3 甲が第1項に規定する契約不適合に係る請求等が可能な期間(以下この項及び第6項において「契約不適合責任期間」という。)の内に契約不適合を知り、その旨を乙に通知した場合において、甲が通知から1年が経過する日までに前項に規定する方法による請求等をしたときは、契約不適合責任期間の内に請求等をしたものとみなす。
- 4 甲は、第1項の請求を行ったときは、当該請求等の根拠となる契約不適合に関し、民法の 消滅時効の範囲で、当該請求等以外に必要と認められる請求等をすることができる。
- 5 前各項の規定は、契約不適合が乙の故意又は重過失により生じたものであるときには適用 せず、契約不適合に関する乙の責任については、民法の定めるところによる。

- 6 民法第637条第1項の規定は、契約不適合責任期間については適用しない。
- 7 甲は、成果物の引渡しの際に契約不適合があることを知ったときは、第1項の規定にかかわらず、その旨を直ちに乙に通知しなければ、当該契約不適合に関する請求等をすることはできない。ただし、乙がその契約不適合があることを知っていたときは、この限りでない。
- 8 引き渡された成果物の契約不適合が設計図書の記載内容、甲の指示又は貸与品等の性状により生じたものであるときは、甲は当該契約不適合を理由として、請求等をすることができない。ただし、乙がその記載内容、指示又は貸与品等の性状が不適当であることを知りながらこれを通知しなかったときは、この限りでない。

#### (賠償の予定)

- 第46条の6 乙は、甲が第42条の2第1項各号のいずれかに該当する行為をしたと認めたときは、 甲が契約を解除するか否かを問わず、賠償金として、契約金額の10分の2に相当する額を甲に 支払わなければならない。業務が完了した後においても、同様とする。
- 2 前項の場合において、乙が共同企業体であり、既に解散されているときは、甲は、乙の代表者であった者又は構成員であった者に賠償金の支払を請求することができる。この場合においては、乙の代表者であった者及び構成員であった者は、共同連帯して前項の額を甲に支払わなければならない。
- 3 第1項の規定は、甲に生じた実際の損害額が同項に規定する賠償金の額を超える場合において、甲が当該損害額の超過分につき賠償を請求することを妨げるものではない。

#### (保 ))

第47条 乙は、仕様書に基づき火災保険その他の保険を付したとき又は任意に保険を付しているときは、当該保険に係る証券又はこれに代わるものを直ちに甲に提示しなければならない。

#### (賠償金等の徴収)

- 第48条 乙がこの契約に基づく賠償金、損害金又は違約金を甲の指定する期間内に支払わないときは、甲は、その支払わない額に甲の指定する期間を経過した日から業務委託料支払いの日まで契約締結日現在において三朝町会計規則第82条に規定する割合で計算した利息を付した額と、甲の支払うべき業務委託料とを相殺し、なお不足があるときは追徴する。
- 2 前項の追徴をする場合には、甲は、乙から遅延日数につき契約締結日現在において三朝町会計規則第82条に規定する割合で計算した額の延滞金を徴収する。

#### (紛争の解決)

- 第49条 この契約書の各条項において甲乙協議して定めるものにつき協議が整わなかったときに 甲が定めたものに乙が不服がある場合その他契約に関して甲乙間に紛争を生じた場合には、甲 及び乙は、協議の上調停人1名を選任し、当該調停人のあっせん又は調停によりその解決を図 る。この場合において、紛争の処理に要する費用については、甲乙協議して特別の定めをした ものを除き、調停人の選任に係るものは甲乙折半し、その他のものは甲乙それぞれが負担する。
- 2 前項の規定にかかわらず、乙の使用人又は乙から業務を委任され、又は請け負った者の業務の実施に関する紛争及び調査職員の職務の執行に関する紛争については、第14条第2項の規定により乙が決定を行った後若しくは同条第4項の規定により甲が決定を行った後又は甲若しくは乙が決定を行わずに同条第2項若しくは第4項の期間が経過した後でなければ、甲及び乙は、第1項のあっせん又は調停の手続きを請求することができない。
- 3 第1項の規定にかかわらず、甲又は乙は、必要があると認めるときは、同項に規定する紛争解決の手続前又は手続中であっても同項の甲乙間の紛争について民事訴訟法(明治23年法律第29号)に基づく訴えの提起又は民事調停法(昭和26年法律第222号)に基づく調停の申立てを行

うことができる。

## (契約外の事項)

第50条 この契約書に定めのない事項については、必要に応じて甲乙協議して定める。

この約款は、建設業務(工事)に適用されるものとする。

(総 則)

- 第1条 発注者(以下「甲」という。)及び受注者(以下「乙」という。)は、この契約書 (頭書を含む。以下同じ。)に基づき、設計図書(別冊の図面、仕様書、現場説明書及び現場 説明に対する質問回答書をいう。以下同じ。)に従い、日本国の法令を遵守し、この契約(こ の契約書及び設計図書を内容とする工事の請負契約をいう。以下同じ。)を履行しなければならない。
- 2 乙は、契約書記載の工事を契約書記載の工期内に完成し、工事目的物を甲に引き渡すものと し、甲は、その請負代金を支払うものとする。
- 3 仮設、施工方法その他工事目的物を完成するために必要な一切の手段(「施工方法等」という。以下同じ。)については、この契約書及び設計図書に特別の定めがある場合を除き、乙がその責任において定める。
- 4 乙は、この契約の履行に関して知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。
- 5 この契約書に定める催告、請求、通知、報告、申出、承諾及び解除は、書面により行わなければならない。
- 6 この契約の履行に関して甲乙間で用いる言語は、日本語とする。
- 7 この契約書に定める金銭の支払に用いる通貨は、日本円とする。
- 8 この契約の履行に関して甲乙間で用いる計量単位は、設計図書に特別の定めがある場合を除 き、計量法(平成4年法律第51号)に定めるものとする。
- 9 この契約書及び設計図書における期間の定めについては、民法(明治29年法律第89号) 及び商法(明治32法律第48号)の定めるところによるものとする。
- 10 この契約は、日本国の法令に準拠するものとする。
- 11 この契約に係る訴訟については、日本国の裁判所をもって合意による専属的管轄裁判所とする。
- 12 乙が共同企業体を結成している場合においては、甲は、この契約に基づくすべての行為を 共同企業体の代表者に対して行うものとし、甲が当該代表者に対して行ったこの契約に基づ くすべての行為は、当該企業体のすべての構成員に対して行ったものとみなし、また、乙 は、甲に対して行うこの契約に基づくすべての行為について当該代表者を通じて行わなけれ ばならない。

#### (関連工事の調整)

第2条 甲は、乙の施工する工事及び甲の発注に係る第三者の施工する他の工事が施工上密接に 関連する場合において、必要があるときは、その施工につき、調整を行うものとする。この場 合においては、乙は、甲の調整に従い、当該第三者の行う工事の円滑な施工に協力しなければ ならない。

#### (工程表及び請負代金内訳書)

- 第3条 乙は、この契約の締結の日から7日以内に、設計図書に基づいて、工程表及び請負代金 内訳書(以下「内訳書」という。)を作成し、甲に提出しなければならない。
- 2 工程表及び内訳書は、甲及び乙を拘束するものではない。

## (契約の保証)

第4条 乙は、この契約の締結と同時に、次の各号のいずれかに掲げる保証を付させなければな

らない。ただし、第5号の場合においては、履行保証保険契約の締結後、直ちにその保険証券を甲に寄託しなければならない。

- 一 契約保証金の納付
- 二 契約保証金に代わる担保となる有価証券等の提供
- 三 この契約による債務の不履行により生ずる損害金の支払を保証する金融機関(出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律(昭和29年法律第195号)第3条に規定する金融機関をいう。)又は保証事業会社(公共工事の前払金保証事業に関する法律(昭和27年法律第184号)第2条第4項に規定する保証事業会社をいう。以下同じ。)の保証
- 四 この契約による債務の履行を保証する公共工事履行保証証券による保証
- 五 この契約による債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約の締結
- 2 前項の保証に係る契約保証金の額、保証金額又は保険金額(第5項において「保証の額」という。)は、請負代金額の10分の1以上としなければならない。
- 3 乙が第1項第3号から第5号までのいずれかに掲げる保証を付す場合は、当該保証は第 4 9条の2第3項各号に規定する者による契約の解除の場合についても保証するものでなければならない。
- 4 第1項の規定により、乙が同項第2号又は第3号に掲げる保証を付したときは、当該保証は 契約保証金に代わる担保の提供として行われたものとし、同項第4号又は第5号に掲げる保証 を付したときは、契約保証金の納付を免除する。
- 5 請負代金額の変更があった場合には、保証の額が変更後の請負代金額の10分の1に達するまで、甲は、保証の額の増額を請求することができ、乙は、保証の額の減額を請求することができる。

## (権利義務の譲渡等)

- 第5条 乙は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、あらかじめ、甲の承諾を得た場合は、この限りでない。
- 2 乙は、工事目的物及び第37条第4項の規定による部分払のための確認を受けた工事材料 (工場製品を含む。以下同じ。)を第三者に譲渡し、貸与し、又は抵当権その他の担保の目的 に供してはならない。ただし、あらかじめ、甲の承諾を得た場合は、この限りでない。
- 3 乙が前払金の使用や部分払等によってもなおこの契約の目的物に係る工事の施工に必要な資金が不足することを疎明したときは、甲は、特段の理由がある場合を除き、乙の請負代金債権の譲渡について、第1項ただし書の承諾をしなければならない。
- 4 乙は、前項の規定により、第1項ただし書の承諾を受けた場合は、請負代金債権の譲渡により得た資金をこの契約の目的物に係る工事の施工以外に使用してはならず、またその使途を疎明する書類を甲に提出しなければならない。

#### (一括下請負又は一括委任の禁止)

第6条 乙は、工事の全部若しくはその主たる部分又は他の部分から独立してその機能を発揮する工作物の工事を一括して第三者に請け負わせ、又は委任してはならない。

#### (下請負者等に関する報告の要求)

第7条 甲は、乙が工事の一部を第三者に請け負わせ、又は委任した場合において、必要があると認めるときは、乙に対して、下請負者又は受任者(以下「下請負者等」という。)の名 称その他必要な事項の報告を請求することができる。 (特許権等の使用)

第8条 乙は、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づき保護される第 三者の権利(以下「特許権等」という。)の対象となっている工事材料、施工方法等を使用す るときは、その使用に関する一切の責任を負わなければならない。ただし、甲がその工事材 料、施工方法等を指定した場合において、設計図書に特許権等の対象である旨の明示がなく、 かつ、乙がその存在を知らなかったときは、甲は、乙がその使用に関して要した費用を負担し なければならない。

## (監督員)

- 第9条 甲は、監督員を置いたときは、その者の氏名その他必要な事項を乙に通知しなければならない。監督員を変更したときも、同様とする。
- 2 監督員は、この契約書の他の条項に定めるもの及びこの契約書に基づく甲の権限とされる事項のうち甲が必要と認めて監督員に委任したもののほか、設計図書に定めるところにより、次に掲げる権限を有する。
  - 一 この契約の履行についての乙又は乙の現場代理人に対する指示、承諾又は協議
  - 二 設計図書に基づく工事の施工のための詳細図等の作成及び交付又は乙が作成した詳細図等 の承諾
  - 三 設計図書に基づく工程の管理、立会い、工事の施工状況の検査又は工事材料の試験若しく は検査(確認を含む。)
- 3 甲は、2名以上の監督員を置き、前項の権限を分担させたときにあってはそれぞれの監督員 の有する権限の内容を、監督員にこの契約書に基づく甲の権限の一部を委任したときにあって は当該委任した権限の内容を、乙に通知しなければならない。
- 4 第2項の規定に基づく監督員の指示又は承諾は、原則として、書面により行わなければならない。
- 5 この契約書に定める催告、請求、通知、報告、申出、承諾及び解除については、設計図書に 定めるものを除き、監督員を経由して行うものとする。この場合においては、監督員に到達し た日をもって甲に到達したものとみなす。

#### (工事の施工管理)

- 第10条 乙は、この契約の履行に関し、自ら工事現場に常駐してその運営及び取締りを行い、 又はその選任した現場代理人を工事現場に常駐させてその運営及び取締りを行わせるものとす る。
- 2 乙は、前項の規定により現場代理人を定めたときは、あらかじめその旨を甲に通知しなければならない。現場代理人を変更したときも、同様とする。
- 3 現場代理人は、この契約の履行に関し、請負代金額の変更、工期の変更、請負代金の請求及び受領、第12条第1項の請求の受理、同条第3項の決定及び通知、同条第4項の請求、同条第5項の通知の受理並びにこの契約の解除に係る権限を除き、この契約に基づく乙の一切の権限を行使することができる。
- 4 甲は、第1項の規定にかかわらず、現場代理人の工事現場における運営、取締り及び権限の 行使に支障がなく、かつ、甲との連絡体制が確保されると認めた場合には、現場代理人につい て工事現場における常駐を要しないこととすることができる。
- 5 乙は、第1項の規定にかかわらず、自己の有する権限のうち現場代理人に委任せず自ら行使 しようとするものがあるときは、あらかじめ、当該権限の内容を甲に通知しなければならな
- 6 乙は、工事の着手の日までに、工事現場における工事の施工の技術上の管理をつかさどる 監理技術者資格者証の交付を受けた専任の主任技術者(監理技術者)及び専門技術者(建設

- 業法第26条の2に規定する技術者をいう。以下同じ。)並びに監理技術者を補佐する者 (建設業法第26条第3項に規定する技術者をいう。以下同じ。)を定め、その氏名を甲に 通知しなければならない。主任技術者等(主任技術者(監理技術者)、専門技術者及び監理技 術者を補佐する者をいう。以下同じ。)を変更したときも同様とする。
- 7 現場代理人、主任技術者(監理技術者)及び専門技術者は、これを兼ねることができる。

### (履行報告)

第11条 乙は、設計図書に定めるところにより、この契約の履行について甲に報告しなければ ならない。

## (工事関係者に関する措置請求)

- 第12条 甲は、現場代理人がその職務(主任技術者等と兼任する現場代理人にあってはそれらの者の職務を含む。)の執行につき著しく不適当と認められるときは、乙に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。
- 2 甲又は監督員は、主任技術者等(現場代理人を兼任する者を除く。)その他乙が工事を施工 するために使用している下請負者等、労働者等で工事の施工又は管理につき著しく不適当と認 められるものがあるときは、乙に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとる べきことを請求することができる。
- 3 乙は、前2項の規定による請求があったときは、当該請求に係る事項について決定し、その 結果を請求を受けた日から10日以内に甲に通知しなければならない。
- 4 乙は、監督員がその職務の執行につき著しく不適当と認められるときは甲に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。
- 5 甲は、前項の規定による請求があったときは、当該請求に係る事項について決定し、その結果を請求を受けた日から10日以内に乙に通知しなければならない。

## (工事材料の品質及び検査等)

- 第13条 工事材料の品質については、設計図書に定めるところによる。設計図書にその品質が明示されていない場合にあっては、中等の品質を有するものとする。
- 2 乙は、設計図書において監督員の検査(確認を含む。以下本条において同じ。)を受けて 使用すべきものと指定された工事材料については、当該検査に合格したものを使用しなけれ ばならない。この場合において、検査に直接要する費用は、乙の負担とする。
- 3 監督員は、乙から前項の検査を請求されたときは、請求を受けた日から7日以内に応じなければならない。
- 4 乙は、工事現場内に搬入した工事材料を監督員の承諾を受けないで工事現場外に搬出して はならない。
- 5 乙は、前項の規定にかかわらず検査の結果不合格と決定された工事材料については、当該 決定を受けた日から7日以内に工事現場外に搬出しなければならない。

## (監督員の立会い及び工事記録の整備等)

- 第14条 乙は、設計図書において監督員の立会いの上調合し、又は調合について見本検査を 受けるものと指定された工事材料については、当該立会いを受けて調合し、又は当該見本検 査に合格したものを使用しなければならない。
- 2 乙は、設計図書において監督員の立会いの上施工するものと指定された工事については、 当該立会いを受けて施工しなければならない。
- 3 乙は、前2項に規定するほか、甲が特に必要があると認めて設計図書において見本又は工事写真等の記録を整備すべきものと指定した工事材料の調合又は工事の施工をするときは、

設計図書に定めるところにより、当該記録を整備し、監督員の請求があったときは、当該請求を受けた日から7日以内に提出しなければならない。

- 4 監督員は、乙から第1項又は第2項の立会い又は見本検査を請求されたときは、当該請求 を受けた日から7日以内に応じなければならない。
- 5 前項の場合において、監督員が正当な理由なく乙の請求に7日以内に応じないため、その後の工程に支障をきたすときは、乙は、監督員に通知した上、当該立会い又は見本検査を受けることなく、工事材料を調合して使用し、又は工事を施工することができる。この場合において、乙は、当該工事材料の調合又は当該工事の施工を適切に行ったことを証する見本又は工事写真等の記録を整備し、監督員の請求があったときは、当該請求を受けた日から7日以内に提出しなければならない。
- 6 第1項、第3項又は前項の場合において、見本検査又は見本若しくは工事写真等の記録の 整備に直接要する費用は、乙の負担とする。

#### (支給材料及び貸与品)

- 第15条 甲が乙に支給する工事材料(以下「支給材料」という。)及び貸与する建設機械器具 (以下「貸与品」という。)の品名、数量、品質、規格又は性能、引渡場所及び引渡時期は、 設計図書に定めるところによる。
- 2 監督員は、支給材料又は貸与品の引渡しに当たっては、乙の立会いの上、甲の負担において、当該支給材料又は貸与品を検査しなければならない。この場合において、当該検査の結果、その品名、数量、品質又は規格若しくは性能が設計図書の定めと異なり、又は使用に適当でないと認めたときは、乙は、その旨を直ちに甲に通知しなければならない。
- 3 乙は、支給材料又は貸与品の引渡しを受けたときは、引渡しの日から7日以内に、甲に受領書又は借用書を提出しなければならない。
- 4 乙は、支給材料又は貸与品の引渡しを受けた後、当該支給材料又は貸与品に数量、品質又は 規格若しくは性能に関し設計図書の内容に適合しないものがあり使用に適当でないと認めたと きは、その旨を直ちに甲に通知しなければならない。
- 5 甲は、乙から第2項後段又は前項の規定による通知を受けた場合において、必要があると認められるときは、当該支給材料若しくは貸与品に代えて他の支給材料若しくは貸与品を引き渡し、支給材料若しくは貸与品の品名、数量、品質又は規格若しくは性能を変更し、又は理由を明示した書面により、当該支給材料若しくは貸与品の使用を乙に請求しなければならない。
- 6 甲は、前項に規定するほか、必要があると認めるときは、支給材料又は貸与品の品名、数 量、品質、規格若しくは性能、引渡場所又は引渡時期を変更することができる。
- 7 甲は、前2項の場合において、必要があると認められるときは工期若しくは請負代金額を変更し、又は乙に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。
- 8 乙は、支給材料及び貸与品を善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。
- 9 乙は、設計図書に定めるところにより、業務の完成、設計図書の変更等によって不用となった支給材料及び貸与品を甲に返還しなければならない。
- 10 乙は、故意又は過失により支給材料及び貸与品が滅失若しくはき損し、又はその返還が不可能となったときは、甲の指定した期間内に代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又は返還に代えて損害を賠償しなければならない。
- 11 乙は、支給材料又は貸与品の使用方法が設計図書に明示されていないときは、監督員の 指示に従わなければならない。

#### (工事用地の確保等)

第16条 甲は、工事用地その他設計図書において定められた工事の施工上必要な用地(以下「工事用地等」という。)を乙が工事の施工上必要とする日(設計図書に特別の定めがある

ときは、その定められた日)までに確保しなければならない。

- 2 乙は、確保された工事用地等を善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。
- 3 工事の完成、設計図書の変更等によって工事用地等が不用となった場合において、当該工事用地等に乙が所有又は管理する工事材料、建設機械器具、仮設物その他の物件(下請負者等の所有又は管理するこれらの物件を含む。以下本条において同じ。)があるときは、乙は、当該物件を撤去するとともに、当該工事用地等を修復し、取り片付けて、甲に明け渡さなければならない。
- 4 前項の場合において、乙が正当な理由なく、相当の期間内に当該物件を撤去せず、又は工事用地等の修復若しくは取り片付けを行わないときは、甲は、乙に代わって当該物件を処分し、工事用地等の修復若しくは取り片付けを行うことができる。この場合においては、乙は、甲の処分又は修復若しくは取り片付けについて異議を申し出ることができず、また、甲の処分又は修復若しくは取り片付けに要した費用を負担しなければならない。
- 5 第3項に規定する乙のとるべき措置の期限、方法等については、甲が乙の意見を聴いて定める。

## (設計図書不適合の場合の改造義務及び破壊検査等)

- 第17条 乙は、工事の施工部分が設計図書に適合しない場合において、監督員がその改造を請求したときは、当該請求に従わなければならない。この場合において、当該不適合が監督員の指示によるときその他甲の責に帰すべき事由によるときは、甲は、必要があると認められるときは、工期若しくは請負代金額を変更し、又は乙に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。
- 2 監督員は、乙が第13条第2項又は第14条第1項から第3項までの規定に違反した場合 において、必要があると認められるときは、工事の施工部分を破壊して検査することができ る。
- 3 前項に規定するほか、監督員は、工事の施工部分が設計図書に適合しないと認められる相当の理由がある場合において、必要があると認められるときは、当該相当の理由を乙に通知して、工事の施工部分を最小限度破壊して検査することができる。
- 4 前2項の場合において、検査及び復旧に直接要する費用は乙の負担とする。

#### (条件変更等)

- 第18条 乙は、工事の施工に当たり、次の各号のいずれかに該当する事実を発見したときは、 その旨を直ちに監督員に通知し、その確認を請求しなければならない。
  - 一 図面、仕様書、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書が一致しないこと (これらの 優先順位が定められている場合を除く。)
  - 二 設計図書に誤謬又は脱漏があること
  - 三 設計図書の表示が明確でないこと
  - 四 工事現場の形状、地質、湧水等の状態、施工上の制約等設計図書に示された自然的又は人 為的な施工条件と実際の工事現場が一致しないこと
  - 五 設計図書で明示されていない施工条件について予期することのできない特別な状態が生じ たこと。
- 2 監督員は、前項の規定による確認を請求されたとき又は自ら前項各号に掲げる事実を発見したときは、乙の立会いの上、直ちに調査を行わなければならない。ただし、乙が立会いに応じない場合には、乙の立会いを得ずに行うことができる。
- 3 甲は、乙の意見を聴いて、調査の結果(これに対してとるべき措置を指示する必要があるときは、当該指示を含む。)をとりまとめ、調査の終了後14日以内に、その結果を乙に通知しなければならない。ただし、その期間内に通知できないやむを得ない理由があるときは、あら

かじめ、乙の意見を聞いた上、当該期間を延長することができる。

4 前項の調査の結果において第1項の事実が確認された場合において、必要があると認められ るときは、次の各号に掲げるところにより、設計図書の訂正又は変更を行わなければならな

一 第1項第1号から第3号までのいずれかに該当

甲が行う。

し、設計図書を訂正する必要があるもの

二 第1項第4号又は第5号に該当し設計図書を変

甲が行う。

更する場合で工事目的物の変更を伴うもの

三 第1項第4号又は第5号に該当し設計図書を変 更する場合で工事目的物の変更を伴わないもの

甲乙協議して 甲が行う。

5 前項の規定により設計図書の訂正又は変更が行われた場合において、甲は、必要があると認 められるときは工期若しくは請負代金額を変更し、又は乙に損害を及ぼしたときは必要な費用 を負担しなければならない。

#### (設計図書等の変更)

第19条 甲は、前条第4項の規定によるほか、必要があると認めるときは、設計図書の変更内 容を乙に通知して、設計図書を変更することができる。この場合において、甲は、必要がある と認められるときは工期若しくは請負代金額を変更し、又は乙に損害を及ぼしたときは必要な 費用を負担しなければならない。

#### (工事の中止)

- 第20条 工事用地等の確保ができない等のため又は暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地すべ り、落盤、火災、騒乱、暴動その他の自然的又は人為的な事象(以下「天災等」という。)で あって乙の責に帰すことができないものにより工事目的物等に損害を生じ若しくは工事現場の 状態が変動したため、乙が工事を施工できないと認められるときは、甲は、工事の中止内容を 直ちに乙に通知して、工事の全部又は一部の施工を一時中止させなければならない。
- 2 甲は、前項の規定によるほか、必要があると認めるときは、工事の中止内容を乙に通知し て、工事の全部又は一部の施工を一時中止させることができる。
- 3 甲は、前2項の規定により工事の施工を一時中止させた場合において、必要があると認めら れるときは工期若しくは請負代金額を変更し、又は乙が工事の続行に備え工事現場を維持し若 しくは労働者、建設機械器具等を保持するための費用その他の工事の施工の一時中止に伴う増 加費用を必要とし若しくは乙に損害を及ぼしたときは、必要な費用を負担しなければならな 11

## (乙の請求による工期の延長)

第21条 乙は、天候の不良、第2条の規定に基づく関連工事の調整への協力その他乙の責に帰 すことができない事由により工期内に工事を完成することができないときは、その理由を明示 した書面により、甲に工期の延長変更を請求することができる。

#### (甲の請求による工期の短縮等)

- 第22条 甲は、特別の理由により工期を短縮する必要があるときは、工期の短縮変更を乙に請 求することができる。
- 2 甲は、この契約書の他の条項の規定により工期の延長又は短縮を行うときは、この工事に従 事する者の労働時間その他の労働条件が適正に確保されるよう、やむを得ない事由により工事 等の実施が困難であると見込まれる日数等を考慮しなければならない。
- 3 甲は、第1項の場合において、必要があると認められるときは請負代金額を変更し、又は乙

に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(工期の変更方法)

- 第23条 工期の変更については、甲乙協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内 に協議が整わない場合には、甲が定め、乙に通知する。
- 2 前項の協議開始の日については、甲が乙の意見を聴いて定め、乙に通知するものとする。ただし、甲が工期の変更事由が生じた日(第21条の場合にあっては、甲が工期変更の請求を受けた日、前条の場合にあっては、乙が工期変更の請求を受けた日)から7日以内に協議開始の日を通知しない場合には、乙は、協議開始の日を定め、甲に通知することができる。

(請負代金額の変更方法等)

- 第24条 請負代金額の変更については、甲乙協議して定める。ただし、協議開始の日から14 日以内に協議が整わない場合には、甲が定め、乙に通知する。
- 2 前項の協議開始の日については、甲が乙の意見を聴いて定め、乙に通知するものとする。ただし、請負代金額の変更事由が生じた日から7日以内に協議開始の日を通知しない場合には、 乙は、協議開始の日を定め、甲に通知することができる。
- 3 この契約書の規定により、乙が増加費用を必要とした場合又は損害を受けた場合に甲が負担する必要な費用の額については、甲乙協議して定める。

(賃金又は物価の変動に基づく請負代金額の変更)

- 第25条 甲又は乙は、工期内で請負契約締結の日から12月を経過した後に日本国内における賃金水準又は物価水準の変動により請負代金額が不適当となったと認めたときは、相手方に対して請負代金額の変更を請求することができる。
- 2 甲又は乙は、前項の規定による請求があったときは、変動前残工事代金額(請負代金額から当該請求時の出来形部分に相応する請負代金額を控除した額をいう。以下同じ。)と変動後残工事代金額(変動後の賃金又は物価を基礎として算出した変動前残工事代金額に相応する額をいう。以下同じ。)との差額のうち変動前残工事代金額の1,000分の15を超える額につき、請負代金額の変更に応じなければならない。
- 3 変動前残工事代金額及び変動後残工事代金額は、請求のあった日を基準とし、物価指数等に基づき甲乙協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合にあっては、甲が定め、乙に通知する。
- 4 第1項の規定による請求は、本条の規定により請負代金額の変更を行った後再度行うことができる。この場合においては、第1項中「請負契約締結の日」とあるのは「直前の本条に基づく請負代金額変更の基準とした日」とするものとする。
- 5 特別な要因により工期内に主要な工事材料の日本国内における価格に著しい変動を生じ、 請負代金額が不適当となったときは、甲又は乙は、前各項の規定によるほか、請負代金額の 変更を請求することができる。
- 6 予期することのできない特別の事情により、工期内に日本国内において急激なインフレーション又はデフレーションを生じ、請負代金額が著しく不適当となったときは、甲又は乙は、前各項の規定にかかわらず、請負代金額の変更を請求することができる。
- 7 前2項の場合において、請負代金額の変更額については、甲乙協議して定める。ただし、 協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合にあっては、甲が定め、乙に通知する。
- 8 第3項及び前項の協議開始の日については、甲が乙の意見を聴いて定め、乙に通知しなければならない。ただし、甲が第1項、第5項又は第6項の請求を行った日又は受けた日から7日以内に協議開始の日を通知しない場合には、乙は、協議開始の日を定め、甲に通知することができる。

#### (臨機の措置)

- 第26条 乙は、災害防止等のため必要があると認めるときは、臨機の措置をとらなければならない。この場合において、必要があると認めるときは、乙は、あらかじめ監督員の意見を聴かなければならない。ただし、緊急やむを得ない事情があるときは、この限りでない。
- 2 前項の場合においては、乙は、そのとった措置の内容を監督員に直ちに通知しなければならない。
- 3 監督員は、災害防止その他工事の施工上特に必要があると認めるときは、乙に対して臨機の 措置をとることを請求することができる。
- 4 乙が第1項又は前項の規定により臨機の措置をとった場合において、当該措置に要した費用 のうち、乙が請負代金額の範囲において負担することが適当でないと認められる部分について は、甲がこれを負担する。

#### (一般的損害)

第27条 工事目的物の引渡し前に、工事目的物又は工事材料について生じた損害その他工事の施工に関して生じた損害(次条第1項若しくは第2項又は第29条第1項に規定する損害を除く。)については、乙がその費用を負担する。ただし、その損害(第50条第1項の規定により付された保険等によりてん補された部分を除く。)のうち甲の責に帰すべき事由により生じたものについては、甲が負担する。

## (第三者に及ぼした損害)

- 第28条 工事の施工について第三者に損害を及ぼしたときは、乙がその損害を賠償しなければならない。ただし、その損害(第50条第1項の規定により付された保険等によりてん補された部分を除く。以下本条において同じ。)のうち甲の責に帰すべき事由により生じたものについては、甲が負担する。
- 2 前項の規定にかかわらず、工事の施工に伴い通常避けることができない騒音、振動、地盤沈下、地下水の断絶等の理由により第三者に損害を及ぼしたときは、甲がその損害を負担しなければならない。ただし、その損害のうち工事の施工につき乙が善良な管理者の注意義務を怠ったことにより生じたものについては、乙が負担する。
- 3 前2項の場合その他工事の施工について第三者との間に紛争を生じた場合においては、甲乙協力してその処理解決に当たるものとする。

#### (不可抗力による損害)

- 第29条 工事目的物の引渡し前に、天災等(設計図書で基準を定めたものにあっては、当該基準を超えるものに限る。)で甲乙双方の責に帰すことができないもの(以下「不可抗力」という。)により、工事目的物、仮設物又は工事現場に搬入済みの工事材料若しくは建設機械器具(以下この条において「工事目的物等」という。)に損害が生じたときは、乙は、その事実の発生後直ちにその状況を甲に通知しなければならない。
- 2 甲は、前項の規定による通知を受けたときは、直ちに調査を行い、前項の損害(乙が善良な管理者の注意義務を怠ったことに基づくもの及び第50条第1項の規定により付された保険等によりてん補された部分を除く。以下本条において同じ。)の状況を確認し、その結果を乙に通知しなければならない。
- 3 乙は、前項の規定により損害の状況が確認されたときは、損害による費用の負担を甲に請求することができる。
- 4 甲は、前項の規定により乙から損害による費用の負担の請求があったときは、当該損害の額 (工事目的物等であって第13条第2項、第14条第1項若しくは第2項又は第37条第4項

の規定による検査、立会いその他乙の工事に関する記録等により確認することができるものに係る損害の額に限る。)及び当該損害の取片付けに要する費用の額の合計額(以下「損害合計額」という。)のうち、請負代金額の100分の1を超える額を負担しなければならない。ただし、災害応急対策又は災害復旧に関する工事における損害については、甲が損害合計額を負担するものとする。

- 5 損害の額は、次に掲げる損害につき、それぞれ当該各号に定めるところにより、算定する。
  - 一 工事目的物に関する損害

損害を受けた工事目的物に相応する請負代金額とし、残存価値がある場合にはその評価額を差し引いた額とする。

二 工事材料に関する損害

損害を受けた工事材料で通常妥当と認められるものに相応する請負代金額とし、残存価値がある場合にはその評価額を差し引いた額とする。

三 仮設物又は建設機械器具に関する損害

損害を受けた仮設物又は建設機械器具で通常妥当と認められるものについて、当該工事で償却することとしている償却費の額から損害を受けた時点における工事目的物に相応する償却費の額を差し引いた額とする。ただし、修繕によりその機能を回復することができ、かつ、修繕費の額が上記の額より少額であるものについては、その修繕費の額とする。

6 数次にわたる不可抗力により損害合計額が累積した場合における第2次以降の不可抗力による損害合計額の負担については、第4項中「当該損害の額」とあるのは「損害の額の累計」と、「当該損害の取片付けに要する費用の額」とあるのは「損害の取片付けに要する費用の額の累計」と、「請負代金額の100分の1を超える額」とあるのは「請負代金額の100分の1を超える額から既に負担した額を差し引いた額」と、「損害合計額を」とあるのは「損害合計額から既に負担した額を差し引いた額を」として同項を適用する。

(請負代金額の変更に代える設計図書の変更)

- 第30条 甲は、第8条、第15条、第17条から第22条まで、第25条から第27条まで、 前条又は第33条の規定により請負代金額を増額すべき場合又は費用を負担すべき場合におい て、特別の理由があるときは、請負代金額の増額又は負担額の全部又は一部に代えて設計図書 を変更することができる。この場合において、設計図書の変更内容は、甲乙協議して定める。 ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合には、甲が定め、乙に通知する。
- 2 前項の協議開始の日については、甲が乙の意見を聴いて定め、乙に通知しなければならない。ただし、甲が前項の請負代金額を増額すべき事由又は費用を負担すべき事由が生じた日から7日以内に協議開始の日を通知しない場合には、乙は、協議開始の日を定め、甲に通知することができる。

(検査及び引渡し)

- 第31条 乙は、工事が完成したときは、速やかにその旨を甲に通知しなければならない。
- 2 甲は、前項の規定による通知を受けたときは、通知を受けた日から14日以内に乙の立会いの上、設計図書に定めるところにより、工事の完成を確認するための検査を完了しなければならない。この場合においては、甲は、当該検査の結果を乙に通知しなければならない。
- 3 甲は、前項の検査によって工事の完成を確認した後、乙が工事目的物の引渡しを申し出たと きは、直ちに当該工事目的物の引渡しを受けなければならない。
- 4 甲は、乙が前項の申出を行わないときは、請負代金の支払いの完了と同時に当該目的物の引渡しを請求することができる。この場合においては、乙は、直ちにその引渡しを行わなければならない。

- 5 乙は、工事が第2項の検査に合格しないときは、直ちに修補して甲の検査を受けなければならない。この場合においては、修補の完了を工事の完成とみなして前各項の規定を適用する。
- 6 甲は、第2項の検査をするため、必要があると認めるときは、その理由を乙に通知して、工事目的物を最小限度破壊し、分解し若しくは試験し、又は乙に工事目的物を最小限度破壊させ、分解させ若しくは試験させることができる。この場合においては、乙は、速やかに当該工事目的物を原状に復しなければならない。
- 7 第2項の検査に直接必要な費用、第5項の修補に要する費用及び前項の復旧に要する費用 は、乙の負担とする。

#### (請負代金の支払い)

- 第32条 乙は、前条第2項の検査に合格したときは、請負代金の支払を請求することができる。
- 2 甲は、前項の規定による請求があったときは、請求を受けた日から40日以内に請負代金を 支払わなければならない。
- 3 甲がその責に帰すべき事由により前条第2項の期間内に検査をしないときは、その期限を経 過した日から検査をした日までの期間の日数は、前項の期間(以下「約定期間」という。)の 日数から差し引くものとする。この場合において、その遅延日数が約定期間の日数を超えると きは、約定期間は、遅延日数が約定期間の日数を超えた日において満了したものとみなす。

## (部分使用)

- 第33条 甲は、第31条第3項又は第4項の規定による引渡し前においても、工事目的物の全部又は一部を乙の承諾を得て使用することができる。
- 2 前項の場合においては、甲は、その使用部分を善良な管理者の注意をもって使用しなければならない。
- 3 甲は、第1項の規定により工事目的物の全部又は一部を使用したことによって乙に損害を及 ぼしたときは、必要な費用を負担しなければならない。

## (前金払及び中間前金払)

- 第34条 乙は、保証事業会社と、契約書記載の工事完成の時期を保証期限とする同条第5項に 規定する保証契約(以下「保証契約」という。)を締結し、その保証証書を甲に寄託して、請 負代金額の10分の4以内の前払金の支払いを甲に請求することができる。
- 2 甲は、前項の規定による請求があったときは、請求を受けた日から14日以内に前払金を支払わなければならない。
- 3 乙は、第1項の規定による前払金の支払いを受けた後、保証事業会社と中間前払金に関する 保証契約を締結し、その保証証書を甲に寄託して、請負代金額の10分の2以内の中間前払金 の支払いを甲に請求することができる。前項の規定は前項の場合について準用する。
- 4 乙は、前項の中間前払金の支払いを請求しようとするときは、あらかじめ、甲又は甲の指定する者の中間前払金に係る認定を受けなければならない。この場合において、甲又は甲の指定する者は、乙の請求があったときは、直ちに認定を行い、当該認定の結果を甲に通知しなければならない。この場合において、甲又は甲の指定する者は、乙の請求があったときは、直ちに認定を行い、当該認定の結果を乙に通知しなければならない。
- 5 乙は、請負代金が著しく増額された場合においては、その増額後の請負代金額の10分の4 (第3項の規定により中間前払金の支払いを受けているときは10分の6)から受領済みの前 払金額(中間前払金の支払いを受けているときは、中間前払金額を含む。 次項及び次条にお いて同じ。)を差し引いた額に相当する額の範囲内で前払金(中間前払金の支払いを受けてい るときは、中間前払金を含む。以下この条から第36条までにおいて同じ。)の支払を請求す

ることができる。この場合においては、第2項の規定を準用する。

- 6 乙は、請負代金額が著しく減額された場合において、受領済みの前払金額が減額後の請負代金額の10分の5 (第3項の規定により中間前払金の支払いを受けているときは10分の6) を超えるときは、乙は、請負代金額が減額された日から30日以内にその超過額を返還しなければならない。
- 7 前項の超過額が相当の額に達し、返還することが前払金の使用状況からみて著しく不適当であると認められるときは、甲乙協議して返還すべき超過額を定める。ただし、請負代金額が減額された日から14日以内に協議が整わない場合には、甲が定め、乙に通知する。
- 8 甲は、乙が第6項の期間内に超過額を返還しなかったときは、その未返還額につき、同項の期間を経過した日から返還をする日までの期間について、その日数に応じ、政府契約の支払遅延防止等に関する法律(昭和24年法律第256号)第8条第1項の規定に基づき財務大臣が決定する率(以下「支払遅延防止法で定める率」という。)で計算した額の遅延利息の支払いを請求することができる。

#### (保証契約の変更)

- 第35条 乙は、前条第6項の規定により受領済みの前払金に追加してさらに前払金の支払を請求する場合には、あらかじめ、保証契約を変更し、変更後の保証証書を甲に寄託しなければならない。
- 2 乙は、前項に定める場合のほか、請負代金額が減額された場合において、保証契約を変更したときは、変更後の保証証書を直ちに甲に寄託しなければならない。
- 3 乙は、前払金額の変更を伴わない工期の変更が行われた場合には、甲に代わりその旨を保証 事業会社に直ちに通知するものとする。

## (前払金の使用の制限)

第36条 乙は、前払金をこの工事の材料費、労務費、機械器具の賃借料、機械購入費(この工事において償却される割合に相当する額に限る。)、動力費、支払運賃、修繕費、仮設費、労働者災害補償保険料及び保証料に相当する額として必要な経費以外の支払に充当してはならない。

## (部分払)

- 第37条 乙は、工事の完成前に、出来形部分並びに工事現場に搬入済みの工事材料(第13条第2項の規定により監督員の検査を要するものにあっては当該検査に合格したもの、監督員の検査を要しないものにあっては設計図書で部分払の対象とすることを指定したものに限る。)に相応する請負代金相当額の10分の9以内の額について、次項から第8項までに定めるところにより部分払を請求することができる。ただし、この請求は、工期中○回を超えることができない。
- 2 前項の請求は、前項の請負代金相当額が請負代金額の30パーセントを超える場合に限り 行うことができる。
- 3 乙は部分払いを請求しようとするときは、あらかじめ、当該請求に係る出来形部分又は工 事現場に搬入済みの工事材料の確認を甲に請求しなければならない。
- 4 甲は、前項の場合において、当該請求を受けた日から14日以内に、乙の立会いの上、設計図書に定めるところにより、前項の確認をするための検査を行い、当該確認の結果を乙に通知しなければならない。この場合において、甲は、必要があると認められるときは、その理由を乙に通知して、出来形部分を最小限度破壊して検査することができる。
- 5 前項の場合において、検査又は復旧に直接要する費用は、乙の負担とする。
- 6 乙は、第4項の規定による確認があったときは、部分払を請求することができる。この場

合においては、甲は、当該請求を受けた日から14日以内に部分払金を支払わなければならない。

7 部分払金の額は、次の式により算定する。この場合において第1項の請負代金相当額は、 甲、乙協議して定める。ただし、甲が前項の請求を受けた日から10日以内に協議が整わな い場合には、甲が定め、乙に通知する。

部分払い金の額≦第1項の請負代金相当額×(9/10-前払金額/請負代金額)

8 第6項の規定により部分払金の支払があった後、再度部分払の請求をする場合において は、第1項及び第7項中「請負代金相当額」とあるのは「請負代金相当額から既に部分払い の対象となった請負代金相当額を控除した額」とするものとする。

(部分引渡し)

- 第38条 工事目的物について、甲が設計図書において工事の完成に先だって引渡しを受けるべきことを指定した部分(以下「指定部分」という。)がある場合において、当該指定部分の工事が完了したときについては、第31条中「工事」とあるのは「指定部分に係る工事」と、「工事目的物」とあるのは「指定部分に係る工事目的物」と、同条第4項及び第32条中「請負代金」とあるのは「部分引渡しに係る請負代金」と読み替えて、これらの規定を準用する。
- 2 前項の規定により準用される第32条第1項の規定により請求することができる部分引渡し に係る請負代金の額は、次の式により算定する。この場合において、指定部分に相応する請負 代金額は、甲乙協議して定める。ただし、甲が前項の規定により準用される第32条第1項の 請求を受けた日から14日以内に協議が整わない場合には、甲が定め、乙に通知する。

部分引渡しに係る請負代金の額=指定部分に相応する請負代金の額

× (1-前払金額/請負代金額)

第39条 削除

第40条 削除

第41条 削除

(第三者による代理受領)

- 第42条 乙は、甲の承諾を得て請負代金の全部又は一部の受領につき、第三者を代理人とする ことができる。
- 2 甲は、前項の規定により乙が第三者を代理人とした場合において、乙の提出する支払請求書に当該第三者が乙の代理人である旨の明記がなされているときは、当該第三者に対して第32条(第38条において準用する場合を含む。)又は第37条の規定に基づく支払をしなければならない。

(前払金等の不払に対する工事中止)

- 第43条 乙は、甲が第34条、第37条又は第38条において準用される第32条の規定に基づく支払を遅延し、相当の期間を定めてその支払を請求したにもかかわらず支払をしないときは、工事の全部又は一部の施工を一時中止することができる。この場合においては、乙は、その理由を明示した書面により、直ちにその旨を甲に通知しなければならない。
- 2 甲は、前項の規定により乙が工事の施工を中止した場合において、必要があると認められる ときは、工期若しくは請負代金額を変更し、又は乙が工事の続行に備え工事現場を維持し若し くは労働者、建設機械器具等を保持するための費用その他の工事の施工の一時中止に伴う増加 費用を必要とし若しくは乙に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

## (契約不適合責任)

- 第44条 甲は、引渡しを受けた工事目的物に契約不適合があるときは、乙に対して相当の期間を定めてその契約不適合の修補又は代替物の引渡しによる履行の追完を請求することができる。ただし、その履行の追完に過分の費用を要するときは、甲は、履行の追完を請求することができない。
- 2 前項の場合において、乙は、甲に不相当な負担を課するものでないときは、甲が請求した方 法と異なる方法による履行の追完をすることができる。
- 3 第1項の場合において、甲が相当の期間を定めて履行の追完の催告をし、その期間内に履行 の追完がないときは、甲は、その不適合の程度に応じて代金の減額を請求することができる。 ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、催告をすることなく、直ちに代金の減額を請 求することができる。
  - 一 履行の追完が不能であるとき。
  - 二 乙が履行の追完を拒絶する意思を明確に表示したとき。
  - 三 工事目的物の性質又は当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、乙が履行の追完をしないでその時期を経過したとき。
  - 四 前3号に掲げる場合のほか、甲がこの項の規定による催告をしても履行の追完を受ける見 込みがないことが明らかであるとき。

#### (甲の任意解除権)

- 第45条 甲は、工事が完了するまでの間は、次条又は45条の3の規定によるほか、必要があるときは、この契約を解除することができる。
- 2 甲は、前項の規定により契約を解除したことにより乙に損害を及ぼしたときは、その損害を 賠償しなければならない。

#### (甲の催告による解除権)

- 第45条の2 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、相当の期間を定めてその履行 の催告をし、その期間内に履行がないときはこの契約を解除することができる。ただし、その 期間を経過した時における債務の不履行が契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であると きは、この限りでない。
  - 第5条第4項に規定する書類を提出せず、又は虚偽の記載をしてこれを提出したとき
  - 二 正当な理由なく、工事に着手すべき期日を過ぎても工事に着手しないとき。
  - 三 工期内に完成しないとき又は工期経過後相当の期間内に工事を完成する見込みが明らかにないと認められるとき。
  - 四 第10条第6項に掲げる者を設置しなかったとき。
  - 五 正当な理由なく、第44条第1項の履行の追完がなされないとき。
  - 六 前各号に掲げる場合のほか、この契約に違反したとき。

#### (甲の催告によらない解除権)

- 第45条の3 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。
  - 一 第5条第1項の規定に違反して請負代金債権を譲渡したとき。
  - 二 第5条第4項の規定に違反して譲渡により得た資金を当該工事の施工以外に使用したと き。
  - 三 この契約の目的物を完成させることができないことが明らかであるとき。

- 四 引き渡された工事目的物に契約不適合がある場合において、その不適合が目的物を除却した上で再び建設しなければ、契約の目的を達成することができないものであるとき。
- 五 乙がこの契約の目的物の完成の債務の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。
- 六 乙の債務の一部の履行が不能である場合又は乙がその債務の一部の履行を拒絶する意思を 明確に表示した場合において、残存する部分のみでは契約をした目的を達することができ ないとき。
- 七 契約の目的物の性質や当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、乙が履行をしないでその時期を経過したとき。
- 八 前各号に掲げる場合のほか、乙がその債務の履行をせず、甲が前条の催告をしても契約を した目的を達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らかであるとき。
- 九 暴力団 (暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2 条第2号に規定する暴力団をいう。以下この条において同じ。)又は暴力団員(暴力団員 による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下こ の条において同じ。)が経営に実質的に関与していると認められる者に請負代金債権を譲 渡したとき。
- 十 第47条又は47条の2の規定によらないでこの契約の解除を申し出たとき。
- 十一 乙 (乙が共同企業体であるときは、その構成員のいずれかの者。以下この号において同 じ。) が次のいずれかに該当するとき。
  - イ 役員等(乙が個人である場合にはその者その他経営に実質的に関与している者を、乙が 法人である場合にはその役員、その支店又は常時建設工事の請負契約を締結する事務所の 代表者その他経営に実質的に関与している者をいう。以下この号において同じ。)が、暴 力団又は暴力団員であると認められるとき。
  - ロ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしていると認められるとき。
  - ハ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接 的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められると き。
  - ニ 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどして いると認められるとき。
  - ホ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
  - へ 下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方がイからホまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。
  - ト 乙が、イからホまでのいずれかに該当する者を下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約の相手方としていた場合(へに該当する場合を除く。)に、甲が乙に対して当該契約の解除を求め、乙がこれに従わなかったとき。
- 十二 乙(乙が法人の場合にあっては、その役員又はその使用人を含む。)がこの契約に関して、 次のいずれかに該当する行為をしたと認めたとき。
  - イ 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号)第3条に 違反する行為
  - ロ 刑法(明治40年法律第45号)第96条の6又は同法第198条に規定する行為

(甲の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限)

第46条 第45条の2各号又は前条各号に定める場合が甲の責めに帰すべき事由によるものであるときは、甲は、前2条の規定による契約の解除をすることができない。

(乙の催告による解除権)

第47条 甲は、乙がこの契約に違反したときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

(乙の催告によらない解除権)

- 第47条の2 乙は、次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。
  - 一 第19条の規定により設計図書を変更したため請負代金額が3分の2以上減少したとき。
  - 二 第20条の規定による工事の施工の中止期間が工期の3分の1 (工期の3分の1が4月を超えるときは、4月)を超えたとき。ただし、中止が工事の一部のみの場合は、その一部を除いた他の部分の工事が完了した後2月を経過しても、なおその中止が解除されないとき。

(乙の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限)

第48条 第47条及び前条各号に定める場合が乙の責めに帰すべき事由によるものであるときは、乙は、前2条の規定による契約の解除をすることができない。

(解除に伴う措置)

- 第49条 甲はこの契約が工事の完成前に解除された場合においては、出来形部分を検査の上、 当該検査に合格した部分及び部分払の対象となった工事目的物の引渡しを受けるものとし、当 該引渡しを受けたときは、当該引渡しを受けた出来形部分に相応する請負代金を乙に支払わな ければならない。この場合において、甲は、必要があると認められるときは、その理由を乙に 通知して、出来形部分を最小限度破壊して検査することができる。
- 2 前項の場合において、検査又は復旧に直接要する費用は、乙の負担とする。
- 3 第1項の場合において、第34条(第40条において準用する場合を含む。)の規定による 前払金又は中間前払金があったときは、当該前払金の額及び中間前払金の額(第37条及び第 41条の規定による部分払をしているときは、その部分払において償却した前払金及び中間前 払金の額を控除した額)を第1項前段の出来形部分に相応する請負代金額から控除する。この 場合において、受領済みの前払金額及び中間前払金額になお余剰があるときは、乙は、解除が 第45条の2、第45条の3又は第49条の2第3項の場合にあっては、その余剰額に前払金 又は中間前払金の支払の日から返還の日までの日数に応じ支払遅延防止法で定める率で計算し た額の利息を付した額を、解除が第45条、第47条又は第47条の2の場合にあっては、そ の余剰額を甲に返還しなければならない。
- 4 乙は、この契約が工事の完成前に解除された場合において、支給材料があるときは、第1項の出来形部分の検査に合格した部分に使用されているものを除き、甲に返還しなければならない。この場合において、当該支給材料が乙の故意若しくは過失により滅失若しくはき損したとき、又は出来形部分の検査に合格しなかった部分に使用されているときは、代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又は返還に代えてその損害を賠償しなければならない。
- 5 乙は、この契約が工事の完成前に解除された場合において、貸与品があるときは、当該貸与品を甲に返還しなければならない。この場合において、当該貸与品が乙の故意又は過失により滅失又はき損したときは、代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又は返還に代えてその損害を賠償しなければならない。
- 6 乙は、この契約が工事の完成前に解除された場合において、工事用地等に乙が所有又は管理

する工事材料、建設機械器具、仮設物その他の物件(下請負者等の所有又は管理するこれらの物件を含む。以下本条において同じ。)があるときは、乙は、当該物件を撤去するとともに、工事用地等を修復し、取り片付けて、甲に明け渡さなければならない。

- 7 前項の場合において、乙が正当な理由なく、相当の期間内に当該物件を撤去せず、又は工事 用地等の修復若しくは取片付けを行わないときは、甲は、乙に代わって当該物件を処分し、工 事用地等の修復若しくは取片付けを行うことができる。この場合においては、乙は、甲の処分 又は修復若しくは取片付けについて異議を申し出ることができず、また、甲の処分又は修復若 しくは取片付けに要した費用を負担しなければならない。
- 8 第4項前段及び第5項前段に規定する乙のとるべき措置の期限、方法等については、契約の解除が第45条の2、第45条の3又は第49条の2第3項の場合にあっては甲が定め、第45条、第47条又は第47条の2の場合にあっては、乙が甲の意見を聴いて定めるものとし、第4項後段、第5項後段及び第6項に規定する乙のとるべき措置の期限、方法等については、甲が乙の意見を聴いて定めるものとする。

#### (甲の損害賠償請求等)

- 第49条の2 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、これによって生じた損害の賠償を請求することができる。
  - 一 工期内に工事を完成することができないとき。
  - 二 この工事目的物に契約不適合があるとき。
  - 三 第45条の2又は第45条の3の規定により、工事目的物の完成後にこの契約が解除されたとき。
  - 四 前3号に掲げる場合のほか、債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能 であるとき。
- 2 次の各号のいずれかに該当する場合においては、前項の損害賠償に代えて、乙は、請負代金額の10分の1に相当する額を違約金として甲の指定する期間内に支払わなければならない。
  - 一 第45条の2、第45条の3の規定によりこの契約が解除された場合
  - 二 工事目的物の完成前に、乙がその債務の履行を拒否し、又は乙の責めに帰すべき事由によって乙の債務について履行不能となった場合
- 3 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第2号に該当する場合とみなす。
  - 一 乙について破産手続開始の決定があった場合において、破産法(平成16年法律第75 号)の規定により選任された破産管財人
  - 二 乙について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法(平成14年法律第 154号)の規定により選任された管財人
  - 三 乙について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法(平成11年法律第 225号)の規定により選任された再生債務者等
- 4 第1項各号又は第2項各号に定める場合(前項各号の規定により第2項第2号に該当する場合とみなされる場合を除く。)がこの契約及び取引上の社会通念に照らして乙の責めに帰することができない事由によるものであるときは、第1項及び第2項の規定は適用しない。
- 5 第1項第1号に該当し、甲が損害の賠償を請求する場合の請求額は、請負代金額から出来形 部分に相応する請負代金額を控除した額につき、遅延日数に応じ、支払遅延防止法で定める率 で計算した額とする。
- 6 第2項の場合において、第4条の規定により契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供 が行われているときは、甲は、当該契約保証金又は担保をもって同項の違約金に充当するこ とができる。
- 7 甲は、乙が第45条の3第12号のいずれかに該当する行為をしたと甲が認めたときは、甲 が契約を解除するか否かを問わず、賠償金として、契約金額の10分の2に相当する額を甲に

支払わなければならない。工事が完了した後においても、同様とする。

- 8 前項の場合において、乙が共同企業体であり、既に解散されているときは、甲は、乙の代表者であった者又は構成員であった者に賠償金の支払いを請求することができる。この場合においては、乙の代表者であった者及び構成員であった者は、共同連帯して前項の額を甲に支払わなければならない。
- 9 第7項の規定は、甲に生じた実際の損害額が同項に規定する賠償金の額を超える場合において、甲が当該損害額の超過分につき賠償を請求することを妨げるものではない。

#### (乙の損害賠償請求等)

- 第49条の3 乙は、甲が次の各号のいずれかに該当する場合はこれによって生じた損害の賠償 を請求することができる。ただし、当該各号に定める場合がこの契約及び取引上の社会通念に 照らして甲の責めに帰することができない事由によるものであるときは、この限りでない。
  - 一 第47条又は第47条の2の規定によりこの契約が解除されたとき。
  - 二 前号に掲げる場合のほか、債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるとき。
- 2 第32条第2項(第38条において準用する場合を含む。)の規定による請負代金の支払が 遅れた場合においては、乙は、未受領金額につき、遅延日数に応じ、支払遅延防止法で定める 率で計算した額の遅延利息の支払を甲に請求することができる。

## (契約不適合責任期間)

- 第49条の4 乙は、引き渡された工事目的物に関し、第31条第3項又は第4項(第38条においてこれらの規定を準用する場合を含む。)の規定による引渡し(以下この条において単に「引渡し」という。)を受けた日から2年以内でなければ、契約不適合を理由とした履行の追完の請求、損害賠償の請求、代金の減額の請求又は契約の解除(以下この条において「請求等」という。)をすることができない。
- 2 前項の規定にかかわらず、設備機器本体等の契約不適合については、引渡しの時、甲が検査 して直ちにその履行の追完を請求しなければ、乙は、その責任を負わない。ただし、当該検査 において一般的な注意の下で発見できなかった契約不適合については、引渡しを受けた日から 1年が経過する日まで請求等をすることができる。
- 3 前2項の請求等は、具体的な契約不適合の内容、請求する損害額の算定の根拠等当該請求等 の根拠を示して、乙の契約不適合責任を問う意思を明確に告げることで行う。
- 4 甲が第1項又は第2項に規定する契約不適合に係る請求等が可能な期間(以下この項及び第7項において「契約不適合責任期間」という。)の内に契約不適合を知り、その旨を乙に通知した場合において、甲が通知から1年が経過する日までに前項に規定する方法による請求等をしたときは、契約不適合責任期間の内に請求等をしたものとみなす。
- 5 甲は、第1項又は第2項の請求等を行ったときは、当該請求等の根拠となる契約不適合に関し、民法の消滅時効の範囲で、当該請求等以外に必要と認められる請求等をすることができる。
- 6 前各項の規定は、契約不適合が乙の故意又は重過失により生じたものであるときには適用せず、契約不適合に関する乙の責任については、民法の定めるところによる。
- 7 民法第637条第1項の規定は、契約不適合責任期間については適用しない。
- 8 甲は、工事目的物の引渡しの際に契約不適合があることを知ったときは、第1項の規定にかかわらず、その旨を直ちに乙に通知しなければ、当該契約不適合に関する請求等をすることはできない。ただし、乙がその契約不適合があることを知っていたときは、この限りでない。
- 9 この契約が、住宅の品質確保の促進等に関する法律(平成11年法律第81号)第94条第 1項に規定する住宅新築請負契約である場合には、工事目的物のうち住宅の品質確保の促進等 に関する法律施行令(平成12年政令第64号)第5条に定める部分のかし(構造耐力又は雨

水の浸入に影響のないものを除く。)について請求等を行うことのできる期間は、10年とする。 この場合において、前各項の規定は適用しない。

10 引き渡された工事目的物の契約不適合が支給材料の性質又は甲若しくは監督員の指図により 生じたものであるときは、甲は当該契約不適合を理由として、請求等をすることができない。 ただし、乙がその材料又は指図の不適当であることを知りながらこれを通知しなかったときは、 この限りでない。

## (火災保険等)

- 第50条 乙は、工事目的物及び工事材料(支給材料を含む。以下本条において同じ。)等を設計図書に定めるところにより火災保険、建設工事保険その他の保険(これに準ずるものを含む。以下本条において同じ。)を付さなければならない。
- 2 乙は、前項の規定により保険契約を締結したときは、その証券又はこれに代わるものを直ちに甲に提示しなければならない。
- 3 乙は、工事目的物及び工事材料等を第1項の規定による保険以外の保険に付したときは、直 ちにその旨を甲に通知しなければならない。

#### (あっせん又は調停)

- 第51条 この契約書の各条項において甲乙協議して定めるものにつき協議が整わなかったとき に甲が定めたものに乙が不服がある場合その他この契約に関して甲乙間に紛争を生じた場合に は、甲及び乙は、建設業法による鳥取県建設工事紛争審査会(以下「審査会」という。)のあ っせん又は調停によりその解決を図る。
- 2 前項の規定にかかわらず、現場代理人の職務の執行に関する紛争、主任技術者等、その他乙が工事を施工するために使用している下請負業者等、労働者等の工事の施工又は管理に関する紛争及び監督員の職務の執行に関する紛争については、第12条第3項の規定により乙が決定を行った後若しくは同条第5項の規定により甲が決定を行った後、又は甲若しくは乙が決定を行わずに同条第3項若しくは第5項の期間が経過した後でなければ、甲及び乙は、前項のあっせん又は調停を請求することができない。

## (仲 裁)

第52条 甲及び乙は、その一方又は双方が前条の審査会のあっせん又は調停により紛争を解決する見込みがないと認めたときは、前条の規定にかかわらず、仲裁合意書に基づき、審査会の仲裁に付し、その仲裁判断に服する。

## (補 則)

第53条 この契約書に定めのない事項については、必要に応じて甲乙協議して定める。

## 特記事項1

以下は受託者である[設計/工事監理企業名]がこの契約書に基づき行う設計業務及び工事 監理業務に関する約款1の特則を定めるものである。約款1と特記事項1の内容に矛盾又 は抵触がある場合には、特記事項1を優先して適用する。

## (約款1の用語の定義、規定の適用関係等)

- 第1条 約款1における「仕様書」は、委託者(以下「甲」という。)が三朝町日帰り入浴等施設 整備・維持管理運営事業(以下「本事業」という。)の募集にあたり公表した募集要項、 実施方針、要求水準書及び当該募集に応じて受託者である[設計/工事監理企業名](以下「乙」という。)を構成員とするグループが甲に提出した技術提案書をいう。
- 2 この契約書、募集要項、実施方針、要求水準書及び事業者提案書の内容に矛盾がある場合には、この契約書、募集要項、実施方針、要求水準書、技術提案書の順に優先して適用する。
- 3 乙がこの契約書に基づき行うべき、約款1第1条第2項に定める業務は、要求水準書に 定める設計業務及び工事監理業務をいう。
- 4 約款1の第1条第2項で定める「成果物」は次をいう。
- 一 設計業務:基本設計図書、実施設計図書その他この契約書又は仕様書で設計業務完了時 に乙が甲に提出することを求める成果品(もしあれば)をいう。
- 二 工事監理業務:工事監理報告書その他この契約書又は仕様書で工事監理業務完了時に 乙が甲に提出することを求める成果品(もしあれば)をいう。

## (許認可等の手続)

第2条 乙は、その責任及び費用負担において、この契約に基づく義務を履行するために必要となる許認可の取得、届出その他の法令に定める手続を行わなければならない。但し、甲の事由による許認可の取得遅延等により乙に増加費用又は損害が生じた場合、甲が当該増加費用又は損害を負担する。

2 甲は、第一項に定める乙が行うべき手続について乙から協力を要請されたときは、必要に応じて、協力するものとする。

#### (土地の調査)

- 第3条 乙は、その責任及び費用負担において、事業用地等における測量、地質調査その他の要求水準書で定める調査を実施しなければならない。
- 2 乙は、前項の調査を行う場合においては、調査の概要を、あらかじめ、甲に通知しなければならない。

#### (対象施設の設計)

- 第4条 対象施設の設計は、この契約書及び仕様書に従い、乙の責任及び費用負担において 行う。
- 2 乙は、基本設計が仕様書に適合するものであることについて、基本設計の設計図書を提出して甲の確認を受けなければならない。
- 3 甲は、前項の書類の提出を受けた場合においては、その提出を受けた日から●日以内に、 基本設計の設計図書の内容が仕様書に適合するかどうかを審査し、審査の結果に基づいて 仕様書に適合することを確認したときは、その旨を乙に通知しなければならない。
- 4 甲は、前項の場合において、基本設計の設計図書の内容が仕様書に適合しないことを認めたとき、又は設計図書の記載によっては仕様書に適合するかどうかを確認することができない正当な理由があるときは、その旨及び理由並びに是正期間を示して乙に通知しなければならない。
- 5 乙は、前項の通知を受けた場合においては、その責任において、設計図書の変更その他の必要な措置を行い、第2項の甲の確認を受けるものとする。ただし、前項の通知に対して乙が設計図書を修正する必要がない旨の意見を述べた場合において、設計図書を修正しないことが適切であると甲が認めたときは、この限りでない。この場合において、甲は、要求水準書の修正その他の必要な措置を講ずるものとする。
- 6 前項の規定に基づく設計図書の変更その他の必要な措置に要する費用は、第4項の通知を受けた場合においては乙の負担とする。
- 7 乙は、第3項の確認を受けた設計図書を変更しようとする場合においては、あらかじめ、 甲の承諾を得なければならない。
- 8 第2項から前項までの規定は、実施設計の設計図書の甲による確認について準用する。この場合において、「仕様書」とあるのは「仕様書及び基本設計」と読み替えるものとする。
- 9 第2項から前項までに規定する手続は、乙の施設の設計に関する責任を軽減又は免除するものではない。

## (法令変更等)

第5条 法令変更等(次に掲げるものをいう。以下同じ。)により、この契約に従った業務の全部若しくは一部の履行ができなくなったとき若しくは履行ができなくなると予想されるとき又は費用が増加したとき若しくは費用が増加すると予想されるときは、乙は、速やかに、その内容及び理由を甲に通知しなければならない。

- 一 法律、命令(告示を含む。)、条例又は規則(規程を含む。)の制定又は改廃
- 二 行政機関が定める審査基準、処分基準又は行政指導指針の制定又は改廃
- 三 都市計画その他の計画の決定、変更又は廃止
- 2 乙は、この契約に基づく義務の履行が法令に違反することとなったときは、当該法令に

違反する限りにおいて、この契約に基づく義務の履行を免れる。

- 3 甲は、前項に基づき履行義務を免れた期間に対応する業務委託料金額の支払において、 乙が履行義務を免れたことにより支出又は負担を免れた費用を控除することができる。
- 4 乙は、法令変更等による増加費用を軽減するため必要な措置をとり、増加費用をできる限り少なくするよう努めなければならない。
- 5 甲は、乙から第一項の通知を受けたときは、速やかに乙と事業の継続に関する協議を行わなければならない。当該協議において同項の通知の日から14日を経過しても協議が整わないときは、甲は事業の継続についての対応を定め、乙に通知する。

## (法令変更等による増加費用)

第6条 乙は、前条第1項の通知を行ったときは、次に掲げる法令変更等による増加費用の 負担を甲に請求することができる。 但し、当該増加費用の額が 10 万円未満の場合は乙が 負担する。

- 一 本件業務に直接関係する法令変更等による増加費用
- 二 建築物の敷地、構造又は建築設備に関する法令変更等 (建築物の維持管理に関する法令 変更等を含む。) による増加費用
- 三 消費税及び地方消費税の税率及び課税対象の変更による増加費用
- 四 法令変更等による増加費用で資本的支出に係るもの
- 2 甲は、前項の規定による請求があったときは、当該増加費用の額のうち通常生ずべきものについて、業務委託料金を変更し、又は増加費用を負担しなければならない。

## (法令変更等による減少費用)

第7条 甲は、前条第1項各号に掲げる法令変更等による減少費用があると認めるときは、 業務委託料金の変更を請求することができる。

#### (不可抗力又は法令変更等による解除権)

第8条 不可抗力又は法令変更等により、乙による本件業務の継続が不可能となった場合 又は本件業務の継続に過分の費用を要する場合において、不可抗力又は法令変更等の発生 の日から30日を経過しても本件業務の継続に向けた協議が整わないときは、甲は、この契 約の全部又は一部を解除することができる。

2 甲は、前項の規定によりこの契約を解除したことにより乙に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない(但し、乙の逸失利益については賠償の対象としないものとする。)。

#### (工事監理業務)

第9条 乙は、受注者がこの契約書の約款2及び特記事項2並びに仕様書に基づき実施する工事(以下「本件工事」という。)に着手する前に、工事監理者及び各監理主任技術者を決定し、甲に通知するとともに確認を得なければならない。なお、当該工事監理者及び各監理主任技術者については、対象施設の引渡しが完了するまでの間、原則として変更できない。ただし、病気、死亡、退職、出産、育児、介護等のやむをえない理由により変更を行う場合には、競争参加資格に掲げる基準を満たし、かつ、当初の配置予定技術者と同等以上の技術者を選任の上、甲の確認を得なければならない。

- 2 乙は、本件工事に着手する前に、工事監理業務計画書を作成し、甲に提出するとともに確認を受ける。
- 3 乙は、本件工事の実施期間にわたり、前項に定める工事監理業務計画書に基づいて工事監理業務を行い、本件工事が、設計図書に従って施工されるとともに、要求水準を達成していることの確認しなければならない。
- 4 乙は、本件工事の実施期間にわたり、工事監理業務報告書を甲に毎月提出するとともに確認を受ける。

## (業務委託料の支払)

- 第10条 甲は乙に対して、設計業務に係る業務委託料を、設計業務の全ての成果物の受領の後に支払うものとして、約款1の第32条を適用する。
- 2 甲は乙に対して、工事監理業務に係る業務委託料を、監理業務完了手続後に支払うもの として、約款1の第32条を適用する。
- 3 前2項にかかわらず、前2項で定める各業務委託料について、約款1又は本特記事項1 で別段の定めをしたときは、この限りではない。

## (契約不適合責任期間)

第12条 約款1の第46条の5第1項の定めにかかわらず、同項における「3年以内」は、「2年以内」と読み替えて適用する。

## 特記事項2

以下は受注者である[建設企業名]がこの契約書に基づき行う建設業務(約款2に定める工事)に関する約款2の特則を定めるものである。約款2と特記事項2の内容に矛盾又は抵触がある場合には、特記事項2を優先して適用する。

## (約款2の用語の定義、規定の適用関係等規定の適用関係)

約款2における「設計図書」は、発注者(以下「甲」という。)が三朝町日帰り入浴等施設整備・維持管理運営事業(以下「本事業」という。)の募集にあたり公表した募集要項、実施方針、要求水準書及び当該募集に応じて受注者である[建設企業名](以下「乙」という。)を構成員とするグループが甲に提出した技術提案書をいう。

- 2 この契約書、募集要項、実施方針、要求水準書及び事業者提案書の内容に矛盾がある場合には、この契約書、募集要項、実施方針、要求水準書、技術提案書の順に優先して適用する。
- 3 乙がこの契約書に基づき行うべき、約款2第1条第2項に定める工事は、要求水準書に 定める建設業務をいう。

#### (許認可等の手続)

第2条 乙は、その責任及び費用負担において、この契約に基づく義務を履行するために必要となる許認可の取得、届出その他の法令に定める手続を行わなければならない。但し、発注者の事由による許認可の取得遅延等により乙に増加費用又は損害が生じた場合、発注者が当該増加費用又は損害を負担する。

2 甲は、第一項に定める乙が行うべき手続について乙から協力を要請されたときは、必要に応じて、協力するものとする。

#### (近隣住民に対する説明及び環境対策)

第3条 乙は、その責任及び費用負担において、近隣住民に対して、対象施設に係る本件業務に関する説明を行わなければならない。

- 2 乙は、その責任及び費用負担において、騒音、振動、地盤沈下、地下水の断絶その他の対象施設に係る工事が近隣住民の生活環境に与える影響を調査し、合理的な範囲で必要な対策を行わなければならない。
- 3 第一項の場合において、要求水準書で定めた本事業の内容及び対象施設の規模に係る事項に関する説明は、甲の責任とする。
- 4 乙は、第一項の説明又は第二項の対策を行おうとするときは、あらかじめ、その概要を甲に報告しなければならない。

- 5 甲は、前項の報告で第一項の説明に係るものを受けた場合において必要があると認める ときは、乙が行う説明に協力するものとする。
- 6 乙は、第一項の説明又は第二項の対策を行ったときは、その結果を甲に報告しなければならない。

## (法令変更等)

第4条 法令変更等 (次に掲げるものをいう。以下同じ。)により、この契約に従った業務の全部若しくは一部の履行ができなくなったとき若しくは履行ができなくなると予想されるとき又は費用が増加したとき若しくは費用が増加すると予想されるときは、乙は、速やかに、その内容及び理由を甲に通知しなければならない。

- 一 法律、命令(告示を含む。)、条例又は規則(規程を含む。)の制定又は改廃
- 二 行政機関が定める審査基準、処分基準又は行政指導指針の制定又は改廃
- 三 都市計画その他の計画の決定、変更又は廃止
- 2 乙は、この契約に基づく義務の履行が法令に違反することとなったときは、当該法令に違反する限りにおいて、この契約に基づく義務の履行を免れる。
- 3 甲は、前項に基づき履行義務を免れた期間に対応する請負代金額の支払において、乙が 履行義務を免れたことにより支出又は負担を免れた費用を控除することができる。
- 4 乙は、法令変更等による増加費用を軽減するため必要な措置をとり、増加費用をできる限り少なくするよう努めなければならない。
- 5 甲は、乙から第一項の通知を受けたときは、速やかに乙と事業の継続に関する協議を行わなければならない。当該協議において同項の通知の日から14日を経過しても協議が整わないときは、甲は事業の継続についての対応を定め、乙に通知する。

## (法令変更等による増加費用)

第5条 乙は、前条第一項の通知を行ったときは、次に掲げる法令変更等による増加費用の 負担を甲に請求することができる。 但し、当該増加費用の額が 10 万円未満の場合は乙が 負担する。

- 一 本件業務に直接関係する法令変更等による増加費用
- 二 建築物の敷地、構造又は建築設備に関する法令変更等 (建築物の維持管理に関する法令 変更等を含む。) による増加費用
- 三 消費税及び地方消費税の税率及び課税対象の変更による増加費用
- 四 法令変更等による増加費用で資本的支出に係るもの
- 2 甲は、前項の規定による請求があったときは、当該増加費用の額のうち通常生ずべきものについて、請負代金を変更し、又は増加費用を負担しなければならない。

## (法令変更等による減少費用)

第6条 甲は、前条第1項各号に掲げる法令変更等による減少費用があると認めるときは、 請負代金の変更を請求することができる。

## (不可抗力又は法令変更等による解除権)

第7条 不可抗力又は法令変更等により、乙による本件業務の継続が不可能となった場合又は本件業務の継続に過分の費用を要する場合において、不可抗力又は法令変更等の発生の日から30日を経過しても本件業務の継続に向けた協議が整わないときは、甲は、この契約の全部又は一部を解除することができる。

2 甲は、前項の規定によりこの契約を解除したことにより乙に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない(但し、乙の逸失利益については賠償の対象としないものとする。)。